

第 1 1 5 回 入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札監理委員会事務局

第 1 1 5 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成 21 年 11 月 17 日（火）17:35～20:22

場 所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

開 会

議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 新宿御苑の維持管理業務（環境省）
- 大山隠岐国立公園大山寺及び柗水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務（環境省）

2. その他

閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、井熊専門委員、高崎専門委員

（環境省）

自然環境局総務課 笠井課長、横山課長補佐、馬場国民公園専門官、新宿御苑管理事務所
築島所長、佐藤次長、岩田庶務科長

自然環境局国立公園課 上杉課長、中山課長補佐、藤井課長補佐、中国四国地方環境事務所
米子自然環境事務所 甲斐所長

（事務局）

佐久間事務局長、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから、第115回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、環境省の「新宿御苑の維持管理業務」、「大山隠岐国立公園大山寺及び柘水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）について審議を行います。

はじめに、「新宿御苑の維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省自然環境局総務課笠井課長に御出席いただいておりますので、事業の概要、実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思っております。

説明は15分程度でお願いいたします。

○笠井課長 すみません、説明に入る前に、きょうは実施要項の審議ということで来たんですけど、資料1の最初に、「対象業務の範囲について」と書かれているんですが、我々は、閣議決定で対象範囲は決まっているので、その業務の範囲内でいかにして実施ができるかということで実施要項（案）を考えてきました。これまで何も言われてないのに、今この場でいきなりこういう提案をされるということは、一体どういう趣旨なんでしょうか。

○小林副主査 これは、勿論こちらの方で承知はしておりますけれども、今後に向けてということで。

○笠井課長 今後というのは、今回の実施要項とは別だということですね。

○小林副主査 そうなると思っています。

○笠井課長 そこははっきりさせていただきたいんですけど。今回の実施要項で対象にするのは閣議決定の範囲内で、それについては説明をさせていただきます。そうすると、議論のポイントにはならないと思うんですけど。なぜ、「議論のポイント」という形で示されているのかが理解できないんですけど。

○逢見副主査 今までも、財団に対して委託してきたわけですね。今回、市場化テストに出すところが6つの範囲ということになったときに、残る駐車場は財団が引き続き仕事をするようになるんですが、公共サービス改革という視点から見て、それが効率的であるかどうかという論点は残ると思います。

○笠井課長 時間がない中、1回会議も飛んでいて、この実施要項は閣議決定の業務でやるということでこれまで準備をしてきたんですけど、それをこの場でいきなりひっくり返されるということを言われているんですか。

○逢見副主査 ひっくり返すのではなくて、今回の実施要項では、閣議決定の内容に基づきますが、残る論点として、市場化テストという観点で、効率的にやる部分で問題点が残るとすれば、それは委員会として指摘することになると思います。

○笠井課長 そういう話ですと、実施要項（案）の審議に当たっての議論のポイントではないのではないですか。実施要項（案）は閣議決定されている業務で、どのように実施するかという議論がされるわけですよね。違うんじゃないですか。

○逢見副主査 いや、委員会として課題があるということを指摘することは、全然構わないのではないですか。

○笠井課長 いや、実施要項（案）の審議とは違うのではないですか。

○逢見副主査 実施要項（案）を審議するに当たって、今回はこういうことで実施要項を了承するけれども、しかし、論点として、こういう課題を認識してほしいということはあると思います。それは、今までの入札監理小委員会でもやっていたことなんです。

○笠井課長 とにかく、今回の実施要項（案）の対象にはならないということですね。

○逢見副主査 今回は、閣議決定がありますから、そこはならないです。

○笠井課長 そうすると、対象業務については議論はしないということですね。

○逢見副主査 今回は、対象業務にするという議論はしません。

○笠井課長 そうですよ。だったら、ちょっとおかしいのではないですか。

○逢見副主査 どこがですか。

○笠井課長 議論しないことをどうして議論のポイントに挙げられているのか、私は理解できないんですけど。

○小林副主査 今議論することが最善のことであるという前提はとっておりませんので、公共サービス改革法の趣旨からいけば、これは国民のためにやることであって。今まで決まったことだから、そこを前提にして話しますということはありませんけれども、それに根本の課題としてそういう問題が出てくることは、十分に議論しても構わないと思います。

○笠井課長 それは実施要項（案）の審議とは別の議論ですね。

○小林副主査 実施要項（案）のこの文言の範囲内だけを取り上げるということではなく、これは将来的にもいろいろな問題を含んでいることは指摘してもいいのではないのでしょうか。

○笠井課長 ただ、どういう業務を委託するかということを決めてから実施要項（案）をつくるわけですから、どういう業務を委託するかというところの前提は決まっているわけですね。実施の仕方について議論をするわけですから、どういう業務を対象にするかというのは別の議論になると思うんですけど。

○小林副主査 今おっしゃっているのは、いわばアズ・イズなんですね、実際なんですね。けれども、公共サービス改革法の趣旨からいけば、あるべきということも視野に入れて議論をしなければいけないということだと思います。

○笠井課長 そこは否定はしませんが、今回議論をするところは、要するに、対象業務が決まっています、それに対する実施要項（案）がきちんとできているかどうかという議論をされるわけですね。

○小林副主査 勿論そうですが、こちらの方で、さらにこういうことも検討をしてくださいといったことについては拒否されるという意味合いですか。

○笠井課長 実施要項（案）についてということだったら拒否します。実施要項（案）の外側の議論じゃないですかということをお話ししているんです。

○逢見副主査 外側ではなくて、密接に関連する議論なんです。

○笠井課長 それだったら、対象業務の議論をきちんとしなければいけないですね。その業務の議論は、閣議決定に至るまで議論をさせていただいて、一応決まっているわけですから、それを受けて、いかに実施要項をつくろうかということで議論は進んでいるはずなんですけれど、それ

をこういう場でいきなり出されて、また、何を対象業務にするのかという議論を、実施要項の審議でされるんですかということなんです。

○逢見副主査 対象業務の範囲は、今回はもう既に決まっていますから。

○笠井課長 そうですね。

○逢見副主査 しかし、残された業務について従前のまま今後も続けることについて適切かどうかということは、今後委員会としては検討をして。

○笠井課長 だから、それは実施要項（案）の審議ではなくて、その他の話ですよ。

○山西参事官 すみません、主査、よろしいでしょうか。

○小林副主査 はい。

○山西参事官 各省庁によって出席者の対応が違っているのは事実ですけれども、小委員会あるいは監理委員会の審議について、議事の対象について制限しなければいけないということを言ってきた例はまずないと思います。あと、各省庁によって出席者のリストについても、こちらの委員会、あるいは内閣府として、制限したことはございません。ですから、何らかの一般的な問題、あるいは所掌事務を超えた問題が出てくる可能性があることについて考えている役所の場合は、例えば官房のとりまとめ課、あるいは政策評価課、会計課、そういう全体のとりまとめの窓口のところが一元的にそれを受けて対応をしております。ですから、環境省の方で、今回答えられるかどうかというのは、環境省の方がどのような出席者を選んできたのかという範囲の問題だと思いますので、とりあえず一言申し上げさせていただきます。

○笠井課長 そういうことでなくて、それだったら、その他ではないですかということを申し上げただけです。全然考えないということは私は言っていません。ただ、実施要項について審議をされるのであれば、実施要項の中身をどうするかという議論であって、それ以外にも提案があるということであれば、それは言っていただいて構わないですよ。構わないですけど、それはその他の議論じゃないですか。

ということですけど。時間がなくなっても、きょうせっかくお集まりいただいたので。

○山西参事官 そのような議題について異論を言われたということは記録させていただきますけれども、まずあり得ないことだと思いますので、そういう意味でテークノートさせていただきたいと思います。

○小林副主査 ということです。

○笠井課長 はい。

新宿御苑は重要文化財があったり、絶滅種の管理をしなければいけないというようなことで、どこまでがこのやり方でできるかどうか、我々も非常に不安があったところです。そんな中でいろいろ調整もさせていただいて、こちらの事情もかなり配慮していただけたということは思っておりますので。実施要項につきましては、実務をよくわかっております新宿御苑の所長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○築島所長 実施要項（案）に沿って説明させていただきたいと思います。

1 ページでございます。1 番の「趣旨」につきましては、公共サービスの改革基本方針に沿っ

て、新宿御苑の維持・管理業務について実施要項を定めるということでございます。

2番目。今、課長から若干申し上げましたけれども、新宿御苑につきまして、その維持・管理業務の詳細な内容及び確保されるべき質に関してでございますけれども、この新宿御苑は、3つの様式の庭園からなる、日本ではほかに例を見ない独特の庭園であるということと、旧皇室苑地、そういった時代がありまして、旧皇室の財産を引き継いだもので、歴史ある建物などがあると。庭園全体もそうですし、建物などでもそういったところがあります。それから、そこに生えている木につきましても、そういった時代を踏まえた巨樹や巨木などがあると。

あわせて、もう一つの特徴として、皇室の温室といった歴史がございまして、特にその時代にランの栽培を盛んに行っていたと。そういうことでランの新品種を明治時代等から新しいものをつくったりして、それを継承してきていますし、昔、熱帯等から入手してきたランの原種等につきまして、現在ではいろいろな輸入制限等がございまして、なかなか入手困難なものにつきましても栽培していると。さらには、こういった国外の希少な植物だけではなく、国内で絶滅のおそれにあるような植物などの栽培も近年は行っているといったところでございます。

3段落目になりますけれども、こちらは皇室の苑地を引き継いだ場所ということで、春に、内閣総理大臣主催の「桜を見る会」、戦前は皇室の行事ということで行われていた、この「桜を見る会」、あるいは秋の「菊を見る会」、これも昔は皇室の行事として行われていたものでございますが、そういった国家行事が行われているということでございます。さらに、海外からの国家元首クラスの方が来訪したり、あるいは国外でのガイドブックでも、新宿御苑が非常にいいところだということで紹介されているということでございます。

こういったような非常に特徴的な歴史を踏まえて、この管理業務をしていく必要がある。そういった質を維持していく必要があることを書かせていただいています。

次に、「対象施設の概要」でございますけれども、①はざっと見るだけにしていただきたいと思えます。

②の「施設の運営状況」というところで、1点だけ申し上げますと、こちらは有料施設でございます、入園料を取っているということでございます。

それから、「(2)対象業務の実施内容等」でございます。対象業務、閣議決定を踏まえまして、ここに挙げています6つの業務を今回の維持・管理業務ですね、公共サービス改革の実施対象業務とさせていただきます。

具体的に、それぞれの業務でございますけれども、1つ目「植生管理業務」ということで、これは芝生の管理。特に芝生につきましては、新宿御苑の芝生は非常にいい芝生だということで、利用者からもいろいろなお褒めの声をいただいているところでございます。それから、樹林の管理等々がございまして、この辺の管理につきましては、実はボランティアの作業団体がおりまして、この方たちがかなり重要な戦力になってきております。ですので、せっかくやっていたというそうした力を今後も活用していきたいということで、ボランティアの行うエリアといったものも設けさせていただいて、一方で、この委託対象にするというふうにさせていただいております。

それから、②の「温室管理業務」ということで、特にラン、絶滅のおそれがあるような植物で、

非常に貴重なものが多数あるということで、こういったものを絶やさないようにするのがまず絶対条件ですし、それを適切に健康な形で維持していくことが非常に求められるところだと思っております。

なお、温室は、大きく分けて、鑑賞用の温室とバックヤード的に栽培をする温室、鑑賞温室と栽培温室とあるんですが、鑑賞温室につきましては、現在、老朽化に伴う建て替えをしております。今回の業務の対象期間の途中で完成する予定でございます。

次に「清掃業務」でございます。これは一般的な清掃で、特に広大な庭園の落ち葉掃き等の業務があるといったことが特徴でございます。

それから、④の「発券業務」ということで、これは自動の発券機で、自動改札でやっているのですけれども、そういったところでの入場が円滑に進むようなことを主にやる業務でございます。

それから、⑤で「巡視・利用者指導業務」ということで、いわゆる巡視で、いろいろな安全などの確認をしていくのと、利用指導ということで、いろいろな禁止行為あるいは迷惑行為などの注意等々をお客様にするといったような業務があるかと思えます。

⑥番の「インフォメーション業務」。これは、例えば「トイレはどこにありますか」等々だけではなくて、ここで季節の花などが今どういった状態にあるのかといった自然情報などにつきまして、収集の上、提供をしていただくといった業務でございます。

(3) 業務の実施体制でございますけれども、総括責任者を1名置いていただきまして、6つの業務それぞれに業務責任者を置いていただくというようなことでやっていただきたいと思っております。

それから、次に「委託費の支払い方法」につきましては、ある程度私どもの一般的な支払い方法で、四半期ごとに支払うといったような原則などを書かせていただいたところでございます。

「(5) 維持管理業務の実施に当たり確保されるべき質」ということでございますが、先ほど来申し上げてきました、特に植生管理、植生は庭園の歴史を踏まえて、いろいろな巨樹があったり、非常にいい状態の芝生などがあつたりすると。そういった庭園の特色をきちんとわきまえて管理をしていただいて、あとは当然のことながら、利用者の皆様にとって安全で快適な場所で、木による危険などをあらかじめ除去するような、そういったことをやっていただくということになります。

温室管理につきましては、先ほど来申し上げてきたような貴重な植物などを適切に管理していくといったところが、特に私どもの業務として強調したいところでございます。

清掃、発券、巡視・利用等につきましては、省略させていただきたいと思えます。

インフォメーション業務につきましても、先ほどちょっと申し上げましたように、自然情報の提供といったものがあるということがございます。

維持管理業務のモニタリング等ということでございますけれども、こういった業務を実施していくに当たって、私どもとしまして、随時モニタリングをさせていただきますし、これは今までの調整の過程で御提案をいただいたのですけれども、民間事業者が自らアンケートを企画、それから、アンケートを行って、それを業務の改善に反映させると、そういった仕組みを設けると

いったような形にさせていただいております。

それから、(7)番。費用負担等に関する留意事項でございますけれども、消耗品や光熱水費につきましては、事務所負担といったことで考えているところでございます。

③の法令変更による増加費用等につきましては、これは大体一般的にはほかと同じような形だと思っておりますので、省略させていただきます。

6ページにつきましても、「民間事業者と管理事務所の責任分担」でございますが、いわばオーソドックスに、民間事業者の責に帰すべきもの、業務の対象として明確にしているものは民間事業者の責任と、それ以外につきましては管理事務所といったような考え方で整理をさせていただいているところでございます。

7ページでございますけれども、維持・管理業務の実施期間でございますけれども、平成22年7月1日～25年6月30日ということで、これは閣議決定で決められているところでございますが、特に4月の初めは、桜の開花シーズンで、1年でも最も忙しい時期ということで、この時期に交代があったりすると、いろいろな混乱などもあるということで、こういった設定をさせていただいております。

それから、4番「入札参加資格に関する事項」ということで、(1)の①～④は、大体どこの入札の実施要項にも書いてあるようなことだと思っておりますので、省略させていただきます。

⑤番として「役務の提供等」という環境省の参加資格で実施したいと思っております。特にA B C Dといったようなランク分けは設けません。

⑥番は、入札にグループでの参加についての注意事項でございます。

8ページへまいりまして、「個別要件」ということで、一つの資格等に関しましては、1つは植生管理業務ということで、植生管理は、例えば高木を年に1回程度刈り込みをしたり、あるいは、いろいろなツツジ類とか、松などの形を整えるような剪定などがあるのですが、そういったものについては、1級造園施工管理技士、あるいはそれと同等の資格を持っている方がいて、そういった業務をちゃんと管理できるようにしていただきたいということで、そういった条件を設けております。

それから、2)の清掃につきましては、これは法律によりまして決められていることを定めたものでございます。

9ページでございますけれども、植生管理業務。今、1級造園施工管理技士の話をしていただきましたけれども、1つ業務の実績としまして、この新宿御苑、歴史ある庭園ということで、質の高い、歴史ある庭園を管理していく上で、ある程度類似施設の実績を持っていただきたいということで、要件を定めさせていただいております。それについて、植物についての管理でございますので、通年管理の実績を持って、植物というのが適季を逃すと管理がうまくいかないといったことをある程度理解していただいているというところにやっていただきたいということで、このような条件を定めております。

業務配置予定者につきましては、さらに現場でその責任者としてやっていただくこととございますので、いろいろな経験が必要であろうということで、12か月よりもさらに長く2年以上と

いったことで設けさせていただいております。

それから、温室管理につきましては、非常に貴重な植物があつて、これが失敗したら、それは生き返らないといったようなことがあります。特に慎重な対応が求められるであろうということで、要件を定めさせていただいております。それで、配置予定者につきましては、5年以上。植物は1年で1回のサイクルでございますので、5回ぐらいのサイクルの中で、いろいろな植物の栽培についての経験をもとに今後の管理に当たってほしいということで、こんな要件を設けております。

清掃、発券、巡視につきましては、主に対人サービスに係る業務だと思っておりますので、集客施設等における実績といったものだけ定めさせていただいております。

インフォメーション業務につきましては、自然情報、特に新宿御苑、開花情報につきましては、お客様のレベルの高い質問などもございます。そういったこともございまして、植物の種類等について一定の知識を持っているであろう、そういった意味合いで有料で公開している庭園等における実績といったものを定めさせていただいているところでございます。

10 ページでございます。入札の実施手続及びスケジュールにつきましては、こういったようなことで考えているところでございます。

実施手続につきましても、今は割愛させていただきたいと思っております。大体形式化したような状態で書かせていただいております。

11 ページ。維持管理業務を実施する者を決定するための評価基準等でございます。評価につきましては、総合評価方式をとりたいと思っております。総合評価方式で、その決定に当たっては、第三者の有識者3名程度で構成されるアドバイザーといったような制度を設けまして、この方々の意見を聴いた上で評価を行うというふうにしたいと思っております。

(1) の評価項目でございますけれども、これもある程度一般的かと思っておりますが、必須項目と加点項目といったような分け方でやらせていただきまして。必須項目については、基礎点として、どこか1項目でも満たしていなければ失格、できていれば60点を付与という形にしています。それから、加点項目につきましては、業務の最低水準、最低レベル以上に、より質の高い業務に改善するような提案といったものがいろいろとございましたら、それにつきましては加点をさせていただこうということで、それぞれその項目を挙げたものでございます。それぞれにつきまして大体4項目程度になっているかと思っておりますけれども、判断基準を示して、それに対する提案があるかどうかを審査したいと思っております。

14 ページは、それを表にしたものでございます。

15 ページは、「落札者決定にあたっての評価方法」ということで、決定方法は、②のところ、「総合評価の方法」でございますけれども、評価値の算出方法につきましては、加点方式ということで、評価値＝価格評価点＋技術評価点といったような形をとらせていただいております。

16 ページ。従来の実施に関する情報につきましては、「関連資料」という題名の資料がございますけれども、その127ページでございます。こちらに、今までの実績の数字を挙げさせていただいております。その真ん中辺り、「委託費の内容」ということで、1. 2. 3. 4. と掲げ

ておりますけれども、今まで委託という形で財団法人に出していた業務に加えまして、樹木の刈込業務、樹木の維持管理業務という、一般競争で請負業務でやっていたもの、あるいは清掃業務（廃棄物の運搬、処分場の処理）といった業務でございますが、それも今回この委託の中に内部化させていただいております。

それから、実施要項に戻りまして、8番、9番等につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。8番以降は、大体一般的な書き方かと私としては認識しております。いろいろな報告等の手続について書かせていただいているところでございます。

以降につきましては、省略させていただきまして、説明を終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いしたいと思います。

○逢見副主査 従来は、財団に出していた仕事と一部民間事業者に入札で出していた仕事があって、今回それを一つにしたということですが、そうすると、財団が従来請け負っていたものは全部市場化テストへ移るということなんですか。

○築島所長 6業務ということで、先ほどの資料集の127ページの真ん中にあった業務は、丸々市場化テストに当然移ります。それに加えて、一般競争入札でやっていた植生管理等につきましても、今回は加えているということでございます。

これとは別に、実は菊の栽培といった業務を、別の契約で財団法人とやっておりますけれども、これについては、基本方針の議論において対象となっておりますので、今回は外させていただいております。

○逢見副主査 それ以外に財団に残る仕事はあるんですか。

○築島所長 財団自体は、例えば企画競争をした結果、国有財産の使用といったものを取りまして、レストランの運営など、あるいは売店、コインロッカー等を設置するといったようなことをしております。

○逢見副主査 駐車場は財団がやっているんですか。

○築島所長 駐車場も財団がやっております。駐車場と茶室ですね。これは委託費を出さずにやっています。

○笠井課長 そういうことなので対象にはしないというのが閣議決定のときの整理でしたので。

○逢見副主査 そこは随契でやっていたんですか。入札ではなくて。

○築島所長 駐車場につきましては、そこと契約を一度結んで、それがずっと来ているという状態です。そもそも委託費そのものは国費は支出していません。ですから、その場合、それを随意契約と呼ぶのかどうかはちょっとよくわかりませんが。

○佐藤専門委員 委託費を出してないというのは、それを受託した人の費用はどうやって賄っているんですか。

○築島所長 清掃協力金という形などで駐車場の利用者からいただいたりして、それなどを充当するといったことをやっています。

○佐藤専門委員 それはエンドユーザーである入園者の方から徴収した料金を、その受託者の方の収入にしているということですか。

○笠井課長 そういうことは、別途必要があれば説明をしてもいいと思いますが、実施要項の議論をするということと呼ばれていますので、こちらの方を詰めていただかないと、日程も差し迫っていますから、次の作業に移れないことを物すごく気にしているんですけど。そういういろいろな業務については、閣議決定で、こういうことで行こうじゃないかということで決まっています。きょうまで、この対象となった業務について実施要項をつくってきたわけなんですけれども、パブコメもしなければいけないですし、また、委員会にかけてということになると、ちょっと日程的にどうなるかわからないので、この内容でいいかどうかというところをまずやっていただきたいんですけども。そういう意味で、それは審議すべきことは実施要項の中身なんじゃないですかということをお願いを最初に申し上げたんですけど。

○井熊専門委員 お聞きしていると、財団の運営が残るということで、ちょっとそこら辺が中途半端かなということと、この委託の業務が仮に効率化されても、財団の業務が中途半端に残ると、この委託費の外部で不経済が発生するようなイメージがあるんですが、そんなことはないんですかね。

○笠井課長 そういうお話であれば、まさに対象業務をどう決めるかというときの話であって、それは閣議決定で決まっている業務があるので、それに従って我々は何か月もかけて関連のところを見ながら実施要項をつくってきたんです。そこを初めに戻さなければいけないということと言われるんですか。

○井熊専門委員 ただ、この境界の引き方が正しいかどうかということに関しては完全に目をつぶって、その中身だけ議論するというと、木を見て森を見ずの議論にならないかなということをお願いを懸念されていると思うんですけどね。

○笠井課長 それであれば、対象部分からもう一度議論をしなければいけないということになるんですけど、日程が限られている中で本当に大丈夫なんでしょうか。

○井熊専門委員 日程の問題ではなくて、私は、こういう業務を実施される担当部局としては、そういう境界の切り方が、それなりの説明性があるということを説明されるべきだと思うんですけどね。それが閣議決定されていようが、いまいが。

○笠井課長 これは競争入札をしたときの対象範囲はこうだったので、それでこの範囲でやろうということで決まったというぐあいに了解させていただいてよろしいでしょうか。

○横山課長補佐 自然環境局総務課課長補佐をしております横山と申します。

19年のときに監理小委員会で、国立公園もそうだったと思いますけれども、市場化テストの対象になるのではないかとということでヒアリングを受けております。そのときに、国民公園3つございます。新宿御苑のほかに、皇居外苑と京都御苑があります。19年に企画競争を行ったところ、新宿御苑以外は1社しか来なかったという現実がございました。新宿御苑については、その当時、たしか4社だったと思いますけれども、複数の業者の提案があったということで、これは市場化テストの対象として馴染むのではないかとということで議論があったと聞いております。

昨年1年間かけまして、どの国民公園を対象とするか、どの業務を対象とするかについて、20年末までに結論を得るという基本方針が19年12月に決まったわけでございます。昨年1年間かけまして、対象業務、対象公園を決めたわけでございますけれども、19年のときの議論を踏まえまして、複数の業者が手を挙げるがあった新宿御苑がふさわしいのではないかと。それと、そのときに議論になりました今回対象になっています6つの管理・委託業務について複数社が来たということがございましたので、その範囲で市場化テストにかければよいのではないかとということで、昨年の閣議決定でこの対象業務が決まったと。その際、駐車場業務についても当然事務局さんから質問がございましたので、19年のときに議論された対象業務とすべきではないかということと、先ほどもちらっと御説明がありましたけれども、国からの資金交付がないという業務については、市場化テストの対象にした際に、経済的な効率性といえますか、それを検証することができないのではないかとということから外したという経緯がございます。

それから、菊の業務については、19年の企画競争のときにも、結局1社しか手が挙がりませんでした。これは、新宿御苑は皇室ゆかりの菊栽培の技術を受け継いでおりますので、その業務については相当程度の技術が必要というのが民間業者の方々も御存じだったのではないかと思います。したがって、それも市場化テストの対象業務としては除いておいた方がよいのではないかとということで、今回の6業務が対象になったと、こういう経緯の説明でございます。

○山西参事官 補足説明をさせていただきます。閣議決定をして、基本方針をつくっているのは事務局でもございませんで、事務局が兼任しておりますけれども、公共サービス室として協議をしていただいた上で、また、別のお立場から監理委員会の議を経ているということでございますので、監理委員会の方の議論が、政府の交渉のために制限されるということはないものだと思っております。

あと、事務局としての立場として伝えさせていただかなければいけないのは、これは記録に残る関係で、こちらもお伝えしなければいけないことですが、先ほどから笠井総務課長がおっしゃっている、非常にスケジュールが詰まっている。これは事実でございます。しかも、1回審議が飛んでいる。これも非常に大きな抗議があったけれども、これも残念ながら事実でございます。ただ、これは事情が、これは委員の方にも事前にスケジュール変更について御説明させていただいたとおり、環境省側のどうやら大山の方の準備が整わなかったことからスケジュールが遅れてしまったということが事実ですので、どうか、その点は御理解を願いたいと思います。

○小林副主査 ありがとうございます。

○逢見副主査 委員会としては、公共サービス基本法の趣旨の中で、「透明かつ公正な競争によってサービスの質を維持しながら、より効率的なサービスを提供する」ということと、「国民の目線に立って」というのが使命としてあるわけです。そういう中で、今回の閣議決定云々というのはわかりますけれども、出てきた姿が、それが国民の目線から見て、透明かつ公正な競争のもとで行われるものになっているかどうかということを検証するのが、この入札監理小委員会の役割なんです。本件のように従来、財団が持っていた仕事が残るといえるときに、そこに課題がないかどうかということは、委員会として検討することは当然のことであって、そのことを最初か

ら議論の対象から外さないと審議できないというような形で臨まれるのは、全く我々にとって心外なことです。

○笠井課長 すみません。私はスケジュールを非常に気にしております。そういうようなことであれば、もっと早くというか、そういう話もあってもいいのかなということを最初に思ったわけなんですけれど。

○逢見副主査 我々も、いつでも対応できるように待っているわけですよ。別に最初からこの議論を否定していたわけではないです。

○笠井課長 対象業務はこういうことで一応決まったということで話を聞いて、準備を進めておりましたので、それで、またもう一度ははじめから議論をすることになると、本当にどうなるのだろうか、という心配であります。

横山からも説明いたしましたように、複数の参入者がいたということですか、繰り返になりますけれど、駐車場については、国からの資金交付がないので、経済性が検証できないというようなことで対象から外れておるわけなんですけれど。そこら辺をもう一度見直す必要があるということなんでしょうか。頭から受けられないということを行っているわけではないんですけれど、これまでの作業の進め方などを考えますと、いきなり出てきて、こちらから一度経緯も説明したわけなんですけれど、十分に委員の先生方にそういう経緯の説明がなかったとしたのであれば、申しわけないと思いますが、我々が誰に説明をすればいいかというところは、事務局を通じてお話をするしかなかったので、きょうに至って、はじめから考え直せというようなことであると、非常に苦しいんですけれど。

○逢見副主査 いや、はじめから考え直せということではなくて、最初に言いましたように、今回の切り出しされた6つの事業ということについては、それはそういう形で決まったわけですからいいんですが、それがベストであるかどうかという前提に我々は立ってないということなんですよ。

○笠井課長 最初言われたように、次回以降のお話だということをおっしゃいましたね。次回以降というのは、次の契約ではないかと最初理解したんですけど。今回の実施要項を考える際にも、考え直すではないかということをおっしゃられているのでしょうか。

○事務局 資料を準備しております立場で、事務局から補足をさせていただきたいんですが。議論のポイントとして整理をしておる意味も含めてでございますが、公開の場で議論をしていただいていることに、この入札小委員会の意義があるというふうに認識をしております。その中で、閣議決定の整理ではありますけれども、この6業務に対象を限定した経緯、あるいはこれからもそれでいいのかということについては、非公式な場でやりとりをするのと、公開の場で議論をしていただくというのでは、意味が違ってくと認識をしております。

準備をしました立場から申し上げますと、先生方のお名前が入札小委員会の結論は世間に公開される性質のもので、先生方がこれがベストなものであると、今の6業務の切り出しが無条件にベストのものであるとお考えになって了承されたという形になってしまって、結論だけが世に出るのであれば、それは問題があるというふうに考えております。本日、どのように議事が

進むかについて私どもから申し上げる立場ではありませんけれども、経緯について確認をしていただいた上で、この6業務でよいのかについて、今後さらに検討をする必要があるということについて、問題意識を公開の場で披露していただくという点には意義がないわけではないというふうに認識をしております。

○笠井課長 御説明もよくわかります。こちらの方からは、そういう経緯をきちんと説明する必要があるということであれば、そう言っていただければ、今の説明したようなことなんでしょう。すみません、日程のこととか非常に気になっておりますので、最初におっしゃられたように、今回の実施要項はこういうことで、これまでの整理を尊重して6業務でやっていって、その後の課題ということで御指摘があるということであれば、対応はできるとは思いますけれど。そのような整理でよろしいのでしょうか。

○小林副主査 今回のこの実施要項（案）については、閣議決定の段階のもので検討をするということだと思います。

ですけれども、先ほどから各委員が申し上げておられ、この切り出し方が合理的であるのか、ベストであるのかということについては、今後検討をしていく必要があるというのが私どもの見解であるということで、そこの課題は持っていただいて、問題意識を持っていただいて、今後、透明性の高い競争と申しますか、よりよいサービスに向けて進んで行っていただきたいということでございます。

○笠井課長 実施要項の中身の方は、できれば早くパブコメにかけたいなということでは思っております。

○小林副主査 ですから、今、大前提の議論が出たわけですが、そのほかにこの実施要項（案）について意見あるいは質問を申し上げますので。

○笠井課長 わかりました。

○逢見副主査 それでは、中身の議論に入りますが、消耗品等に係る費用につきましては、基本的に、全額管理事務所の負担ということではございますが、これはどういったものが消耗品として使われているのでしょうか。

○築島所長 例えば植物を刈り込むためのはさみ類とか、軍手の類とか、あるいは農薬とか肥料の類です。あるいは土といったようなものもあるかと思えます。補給のための土ですね。これにつきましては、ボランティアの方にも植生管理業務をやっていただいております、そういった方々が使うようなものは、一括購入をした方が効率的だということを考えております。

○井熊専門委員 そういうのを委託から外すということになると、そういうのを調達する手間は内部に残るわけですね。

○築島所長 国の方には残ります。

ただ、今回、委託していた業務についてのさらなる競争性の確保といった趣旨から、こういった入札対象にされているという理解をしておりますので、そういった観点からすると、国の方の調達事務そのものを残すことについて、そこを今回のこの中で改善しなくてはいけないのかなというところはございますけれども。一方で、委託費に積もうとすると、一般管理費等は間接費用

が発生しますね。ですので、予算要求する段階になると、そういったものも増額した上で要求をするということで、市場化テストを導入するがゆえに、かえって委託費が増になるといったようなことになってしまうのかというところもございます。

○井熊専門委員 先ほどの駐車場の話もあるんですけども、委託というのは、委託の範囲内だけの合理性ではなくて、その外部を構成する要素、全体の中の合理性をきちんと見ていかなければいけないわけですね。例えば委託の範囲の中が、競争性によってコストが減っても、外部によってコストが発生してしまうようでは意味がないわけですよ。そここのところは、全体の整合性がちゃんととれているかという確認が必要だと思うんですね。一般的には、公共団体がやっているある業務は、効率性の問題はあるにしろ、人と業務の配置が何らかの形であるバランスを持っているわけですね。その一部を民間にかきだすと、変に残ると、そのバランスを変えてしまった非効率な状態のものだけが残るといようなことになるわけですね。ですから、そういうような点でそういう外したことが妥当なのかどうかという検討はされるべきだと思うんですね。

○築島所長 繰り返しますけれども、ボランティアの方々も同じようなものを使うと。それを購入する手間と、こういった委託の中での調達する手間といったものは一緒と言えば一緒ですから、それによって手間が減るといったところは、国の調達業務でも改善するところは少ないのではないかなという気はするのですけれども。

○逢見副主査 環境省の所管ではないけど、国営公園についてこの委員会で審議した際は、国営公園の場合は、消耗品費は民間業者が負担するという形にしたわけですね。その方が効率的だというふうに考えたんですが、今度の新宿御苑について、消耗品費を全額管理事務所の負担とするということについて、それがより効率的になっているのかどうかということが疑問点としてはあるわけです。

○築島所長 今申し上げたような、ボランティアの方の調達と一括調達ということでの御理解がいただけないということであると、私どもとしてもちょっと。

○井熊専門委員 そのボランティアも含めて民間にやっしまえばいいではないですか。

○築島所長 ボランティアの方は、心の問題などもありますし、いろいろな継続性等もございまずので、ボランティアの方々の協力を得るのに、民間の方に今度すべて委託しますから、ボランティアの方もその方たちと全部やってくださいという形には、ボランティアの方々がそういった形で割り切ることはできないのではないかと考えております。

○井熊専門委員 民間の委託範囲で、NPOとかというところと協力関係を持っている例はいくらかもあると思います。

○築島所長 業務を受けた団体が、その受けた中でやろうという話ですよ。ですので、国の業務を担っているという意識につきまして、そういった国の委託を受けて、そして、仕事をやっている人たち、仕事というのは、その委託を受けた業務としてやっている人とボランティアの人たちが気持ちよく仕事をしていくというのが、なかなか人間心理的に見て簡単にいく話なのかなというところがあるんですけれども。

○井熊専門委員 民間もそんなに捨てたものじゃないとは思いますが。

○小林副主査 民間事業者の負担にした方がいいというのは、この消耗品の調達については、民間事業者と管理事務所という関係にあるじゃないですか。でも、多分民間事業者は自分の中のビジネスプロセスを持っていて、その中に必要なものとして調達業務も入っていると思うんですね。だから、その意味では民間事業者の中の自己完結的な中で裁量的にやってもらった方が合理的ではないかと考えたりとかするんですけれども。つまり、民間事業者のビジネスプランといいますか、その業務のやり方に管理事務所を介しなければいけないところが出てくるのは、ある意味ちょっと非効率かなと思うんですけど、その点はいかがですか。

○築島所長 事務所が介在することによって民間の方が調達手段が少し制限されたりしてしまうということですか。

○小林副主査 制限というよりは、一連の自分の中でのビジネスプロセスとして管理できるものが、そこに外部のところと別の今までの調達先と違うところとコンタクトをとらなければいけないということになるという、そういう意味合いですね。

○築島所長 そこは一つそういった視点はおっしゃるところは理解いたします。

私ども一つは、実務面の問題といたしますと、先ほど申し上げましたように、間接費用を積み重ねなければいけないといったことで、予算要求、今の段階で増額した形で要求する必要があると。そういった点についての調整等々がちょっと必要になってしまうというところが、私どもとしては一つネックだなと考えております。

○逢見副主査 一方で、管理事務所の予算は、その分調達コストは減るわけですね。

○築島所長 調達コストが、直接調達だと、その分間接費用は載らないですよ。委託費になると、直接費用を計上した上で、一般管理費みたいな形で、それにオンした形で要求しなければいけないので、その一般管理費等を載せる部分が増額になってしまうということなんですけれども。

○井熊専門委員 それは、コストをどの範囲で見ているかという話で、間接費は購買にも当然ありますし、それを単にカウントしてないだけなんですよね。

○築島所長 国が直接その調達事務でかかっている分ですね。

○井熊専門委員 それは計算してないだけで、それが無い組織はあり得ないわけですから。ですから、その差は実際はないんだと思います。

○築島所長 その分が、国の人件費が直接それによって減額になるということになると、非常にわかりやすく、トータルにすればどうなんだということは非常に理解しやすいなというふうには思いますけれども、それが、これを措置することによって、では、その1名分要らなくなるかという、そこまでの業務ではないのではないかということだと思うんですけれども。

○井熊専門委員 イギリスなどでは、そういうものを入れてやっているのですけれども、仮にそこまでやらないとしても、実際、名目コストで下がれば、それでいいのではないですか。

○築島所長 名目コストというのは、その調達の段階での実施段階ですよ。

○井熊専門委員 そうです。

○築島所長 その場合、ただ、委託費の中でやるわけですから。民間にすれば、そこはそこで利益として取る部分になってくるわけですよ。

○井熊専門委員 それを言い始めたら、そもそも民間委託は成り立たないです。それから、一般的に、公共側の方は手続の規則的なことを含めたりしても、民間よりも調達手続が複雑だというようなことから、調達業務は一般的に民間がやった方が効率的だというのは、普通の概念だと思うんですけどね。

○築島所長 そこは先ほど来申し上げましたように、ボランティアの関係もあるということを踏まえてでもさらにそうだという御意見だということですね。

○井熊専門委員 調達業務は民間の方が効率的にできると思います。

○築島所長 あとは、実務的に、ボランティア用に調達している先ほど申し上げたような消耗品の部類ですね。それと、委託用の部分、それをいかに切り分けるかといったところでの作業を実際的にはちょっと難しいなというのがございます。

○逢見副主査 今の点はまだ釈然としているわけではないのですが、時間もありますので、次の点に行きたいと思います。

温室管理のところで、鑑賞温室が現在老朽化で建て替え中であるということで、平成 23 年度に完成するというようになっておりますが、委託が平成 22 年 7 月から始まって 25 年までですから、その期の途中に、新たに温室管理業務が加わってくるような形になるわけですよ。

○築島所長 はい。

○逢見副主査 そうすると、民間事業者としては、どの時点からどういう業務が加わってくるのかがよくわからないと積算できないのではないかと思います。これを見ると、3 ページでも、いつから一般公開が入るのかというのが書いてないものですから、ここはちょっとわかるようにして。それから、あわせてその積算資料が必要になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○築島所長 温室の工事はおっしゃるとおりでございまして。一般公開は具体的にいつというのがちょっとまだ確定していないと。工期がいろいろ前後したりしているものですから。今の予算要求上の積算の段階では、平成 24 年度分からオープンするという前提での、その部分が増額になるということでやっております。そこをもうちょっと明確にどこかへ書き込むという方がよろしいということですね。

○逢見副主査 期の途中から新たに加わる業務については、そこをきちんと書くべきだということです。

○築島所長 はい、承知いたしました。

○逢見副主査 それと、それに伴う積算の資料も示すべきだろうと。

○築島所長 積算の資料のイメージというのは。

要は、全体的に新温室に関しての費用が。

○逢見副主査 過去の実績のところは、そこは全部入っているんですか。今の温室のところは。

○築島所長 オープンしたときに、例えば今、栽培温室に中に入っていたものをグーッと押し込めたりしているものですから、そういう意味で費用的にそんなに変わるものではないと。一応平成 18 年度はまだ古い温室があったんですけども、そのときの実績値は資料の中に書かせて

いただいております。

○逢見副主査 民間事業者が考えて、平成 18 年度の実績が、新しく建て替えられる温室と同じコストと考えるとよければ、そういうふうな情報提供すればいいし、いや、違うんだということであれば、そのために必要な情報は出してあげないといけないということです。

○築島所長 そこはもうちょっと何か工夫ができないか、持ち帰らせてください。

○小林副主査 127 ページの従来の委託費の内容のところ、1. が6業務入っているわけなんですね。この6業務が、平成 18 年で言えば 8,570 万に入っている。そのところはもう少しブレークダウンできますか。

○築島所長 きれいに分かれるかどうかはちょっと難しいのですが、もうちょっとブレークダウンするような工夫はしてみたいと思います。これは追加してこれにくっつけるということで考えてみたいと思います。

○小林副主査 ついでに、そのところで、1. のところにも、植生管理で、2. 3. も植生管理ですよ。そのところの切り分けはどうなっているのかはわかりますか。

○築島所長 今まで、1 番での植生管理が、もう少しブレークダウンした言い方をすると、例えば草刈りであったり、芝生を刈り込む作業であったりとかだったんですね。2 番は、樹木の維持管理と、違いはなかなかわかりにくいんですが、例えばプラタナスみたいな木を、年に一回姿を整える剪定をするのが 3 番です。2 番の方が、ツツジとか、その他低い樹木を丸く刈り込むような、そういったような業務などをやっています。2 番、3 番は、造園技術的レベルがより高い業務かなと思っています。そういったものをやっていたということでございます。

○小林副主査 それは、この書き方で、専門家がこれを見ればわかるんですか。

○築島所長 個別の仕様書が、別添の 6 の中にごございます。例えば 93 ページが樹木刈込維持管理業務というところの仕様書でございます。その仕様書の中に、こういったようなことをやるのかといったことが書いてあります。もう一つ、97 ページからの仕様書にそういった中身が書いてあったりするというところでございます。

○井熊専門委員 お話が出ましたけれども、委託費のところ、民間企業は委託費が各年度で変わっていることがなぜかなど。これはそういうデータを付けた方がいいという意味なんですけれども、その変動している理由みたいなのはちゃんと説明された方がいいのかなど。民間企業は、多分こういうところを見るときに最大のリスクは、一番大きいやつが 9,800 万として見ないで、最大項目を全部足すような形で恐らく見てくると。特に一番下のリサイクルの業務などは全部増加傾向にあるので、こういうものがなぜ増加傾向にあるのかとか、ある年度でなぜコストが増えているのかというようなことは、多分見積段階ですごく気にしてくるところなので、そのところは理由みたいなのを御説明されると、見積をするときにより親切かなど。これは説明を付加するというところでいいと思いますけれども。

○築島所長 可能なものはそういったことができればなと思います。ただ、価格が変動したのは、いろいろな競争条件がそのときどきによって違ったりして、それで応札サイドも高く出るか、低く出るかみたいなのもあると思うんですね。その辺は、発注者サイドにはなかなかわからないと

ころもあったりするものですから、一定の限度があることはちょっと御理解いただければと思います。

○井熊専門委員 変動がある幅に入っているものはいいと思うんですね。ある幅に入って、大体そういうマーケット状況で変動しているものですよという説明ならいいんですけど、4番みたいに、一定の増加傾向を示しているというようなものは、何か理由がわかれば、勿論わかる範囲しか御説明できないわけですけど、説明してあげた方がいいかなと思います。

○佐藤次長 ごみのところでございますけれども、資料で言いますと、117 ページに平成 20 年度のごみの処理量を示させていただいたのですけれども、これを 20 年度だけでなく、19 年とか、18 年も、3 年間の結果でこういう表をお示しすれば、そのごみの量が増えているので処分量も増えているというところが、多分お示しできるのではないかなと思いますので、その辺を数字を挙げてみて、それとこれが連動するようであれば、そういう資料を付けたいと思います。

○逢見副主査 それでは、次ですけれども、実施要項（案）9 ページ表 1 で「業務の実績及び業務配置者に求める要件」として、植生管理業務については、(1)(2)であります。芝生 2 ha 程度と樹木が植栽された植生管理業務。そこに 2 年以上経験を有する者を責任者として配置する。温室管理業務は、一般の利用に供する鑑賞温室（1,000 m²程度の面積を有すること）の 5 年以上の経験を有する者を責任者として配置するというふうにあります。これは今回の新宿御苑の管理をする上で、こういう程度のものの実績が必要であるというふうに考えた理由というか、その根拠はどういうところなんでしょうか。

○築島所長 まず出発点として、類似の施設について実績を持っていただきたい。そういったことを経験しておいていただかないと、この業務を責任を持ってやることはできないであろうという出発点がございます。その上で、一方でその制限を余りし過ぎてしまうと、競争に参加できるところはなくなってしまうということで、その反対のベクトルをどこで調整しようかというところだったと思うんですけども、そういった中で、(1)につきましては、ある程度の規模があるような公園、これは無料であろうが、規模のあるような公園で植物の管理、主に芝生などをきちんと管理しているような公園ですね。そういったところについて規定をしたものでございます。(2)につきましては、規模はどうでもいいと。ただ、有料でやっているということは、それだけ質の高いものが利用者から求められますから、あんまりおごりな植物の管理はできないだろうと。そういったことで一定の質を求められるような業務をしている。(2)は主にその質を中心に見させていただいて、(1)は、質まではこの言い方だと余り問い切れないのかなとは思っているんですけども、一定の規模があれば、余り変な管理をしていたら、当然管理者サイド、利用者から文句が来るでしょうし、それは実績としてきちんとできていないであろうということで、こんな条件にさせていただきました。ちなみに、この 2 ha 程度という数字でございますけれども、私どもの庭園で、芝生広場として一番親しまれているところが、メインの場所が約 4 ha ございます。そこを自走式、自動車刈込をしているのですけれども、そういったある程度大きな機械などを使いながらやったような実績を持ってほしいなということで、ある程度の広さということで 2 ha。これはちなみに、都立公園をざっと見たんですけれども、11 か所程度ありま

すし、都立公園指定管理者制度などで民間が取っているところもありますので、こういった形で一定程度の要件に絞らせていただいているということで、この辺でどうかと思ったところがございます。

温室につきましては、温室の温度調整等々に失敗したら、中の植物がだめになってしまうといったようなおそれがある、非常にデリケートなものでございますし。しかも、植物の栽培は、種類によってその求める条件などがいろいろ違います。そういったものをある程度一般の人が見るような温室を管理した実績が欲しいと、1,000 m²というのも、これはどこで切るかというのは、なかなか数字は難しいところはあるのですけれども、これにつきましても、公的な植物園等をざっと調べてみまして、2,000~3,000 m²規模のところが多いということで、その中でざっと見た最低規模、都内にも民間で出しているようなところがそういったところにはありますので、1,000 m²という切りのいいところでの数字を切らせていただいたといったところがございます。

以上でございます。

○井熊専門委員 今のお話で、素人ながら、温室の方は、例えば温度コントロールが規模に影響されるということはわかるんですが、芝生の方に関しては、今、規定すべきは規模ではなくて、今のお話だと、自走式の機械によって芝生を管理した業務実績があることが重要なのであって、規模が重要なのではないかなと思いますけれども。

○築島所長 そこは確かにおっしゃるとおりかもしれません。何か客観的なメルクマールでということの意識があったので、何か数字で示さないとなかなか難しいなと思ったんですが、今みたいな書き方もあるかと思っておりますので、そこは、そういった御意見を取り入れる方向でちょっと検討し直したいと思っております。

○佐藤専門委員 応募の方に求める要件という中で、これは単純に確認ですが、関連資料集の127 ページに、清掃業務の中身として廃棄物リサイクル等業務と書いていただいて、先ほどの117 ページにどんな廃棄物があるかと書いてありますが、端的に、今回の応募者の方には、廃棄物処理に関する何か認可関係の資格は要らないんですか。

○築島所長 下請でもオーケーということで、再委託でもオーケーということで、実施要項(案)の8 ページですが、直接この業務に従事する方、廃棄物の運搬処理ですね。これは法律に定められた業務に従事する方は、この廃掃法に基づく許可を受けているというような要件は定めさせていただいております。ですので、127 ページで言う4番の業務に従事するところについては、これは法律に基づく許可が必要なので、それは持っていてくださいと。それはいわゆる再委託でも可能だというふうにさせていただいております。

○佐藤専門委員 一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、よくわからないのですけれども、御案内のとおり、廃棄物処理法上は、再委託が禁止されていますので、廃棄物処理の発注者が国である御整理であるのであれば、受託した人が直接にやらないといけないので、再委託で下請に出すというのには法令上の制約があるはずですから、ちょっとそこだけ調べてみてください。

○築島所長 そこは御指摘を踏まえて、本当に大丈夫なのかどうかは。グループに入れればいいのかな。そこをちょっと書きぶりが。

○井熊専門委員 グループに入ると、あとは、ごみ出しの業務だけ委託して、ごみの処理は国が直接契約すれば、多分再委託は防げるのではないかと思いますね。

○築島所長 実際今までは4番の業務は国が直接契約していました。

○井熊専門委員 実際的には、業務は全部民間企業がやっているんですけども、ごみの処理の委託費だけは、しょうがないので、再委託にならないように外部化してしまうというやり方もあるかもしれない。

○佐藤専門委員 御参考までに、P F Iの世界でよくやっているのは、実際の国の仕事を増やしていただく必要はないので、紙の上で、廃棄物の処理については、国が直接そのライセンスを持っている人に委託していますという契約の形を整えていただいて、業務委託費の支払いについても、その業者に対する業務委託費の支払業務を委託するという整理で、業務委託料の中に、下請の廃棄物処理業者に対する支払いのお金は、実際には落札者の方に代行してやっていただくという形で業務を減らしているのが通常だと思います。

○築島所長 そこは確認の上、必要であれば修正をしたいと思います。

○逢見副主査 15 ページの総合評価の方法がありますが、「落札者決定にあたっての評価方法」の②ですが、加算方式で技術評価点、最高点 60 点となっておりますが、これは、今お聞きした仕事の中身から言うと、技術点はそんなに高い要求として、むしろ全体の創意工夫というよりは、仕様どおりにやればいいという業務ではないかと思うんですが、要求しているのはそういうことなのではないでしょうかね。

○築島所長 私どもが示したのが、いわば絶対やってくださいねという世界で、私どもが気がつかない発想で、また、さらなる業務の質の向上といったのが、それがあり得るのかなということで、こういった技術点といったものは考えさせていただいたところでございます。

○横山課長補佐 例えば今回の6業務を大きく分けると、2つに分かれると私は考えておまして。植生管理業務と温室管理業務。いわゆる植物の栽培技術が問われるものと、それから、それ以外の清掃、発券、巡視、インフォメーションという、利用者サービスがメインの業務と、大きく分けると2つに分かれるのではないかと考えておまして。植物については、例えばですけども、病気とか、害虫がついたときには、当然農薬を散布していますけれども、それが例えばできるだけ減らすような工夫が出てくるということを期待したいと考えております。それはいろいろな方法があります。農薬を使わずに病虫害を。そもそも病虫害が近寄らないようにするための方法とか、その辺の工夫が出てくるとよいのではないかと考えております。

それから、利用者サービスの方でございますけれども、新宿御苑の年間の利用者数の推移を見ていただきますとわかりますように、一目瞭然なんですけれども、桜の時期に本当に集中しております。このときに、1日8万人を超える利用者が来る日もございます。こういったときに、ごみもたくさん出ますし、迷子もたくさん出ますし、場合によっては人がとか、そういうトラブルもたくさん出ますし、春先ですので、桜以外にもいろいろな花が咲いているというものがございます。利用者の方々に園内の花の状況については、インフォメーション業務が中心になってやりますけれども、例えば巡視とか、入口の発券の人たちに対してもそういう質問は当然来ますの

で、そういう情報共有がきちんとされていれば、なお、利用者サービスの向上は望めるのではないか。それから、新宿駅からも歩いて来れるような地の利にございますので、外国の方々もいらっしゃるということがありますので、当然、表示で英語表記をすれば最低限それで済んでいるのですけれども、どうしても言葉で質問をして来られる方もいらっしゃいますので、最低限の会話レベルをしゃべれる人が少しでもいれば、非常によいのではないかなと、例えばですけれども、そんなことを考えております。

○高崎専門委員 それであるとすれば、例えば植生の管理と利用者サービスの知恵を、アイデアを募集したいというのであれば、それを提案してもらうように、公示でしっかり書き込まなければいけないと思うんですね。業者さんとしては、何が要求品質なのか、それがはっきりしないと提案も具体的になってこないと思います。そうすると、それを評価する評価項目というか、14ページに出してありますけれども、植生の管理の評価をする評価項目、それから、利用者サービスを評価する評価項目と、もう少し強調されたような形でこの表をつくられたらいいのではないかという感じがするのですが、その辺はどうでしょうか。総花的にいろいろと書いてあって、公示の文章にもよると思いますが、業者さんとしては提案しにくいと思うし、提案されたものが、違ったとは言いませんけれども、かなり散漫的な項目で評価されていくので。要は言いたいのは、公示でこちらが要求する提案事項をはっきり書く。評価基準を公示で示したものに沿ったものになっていると。採点する場合でも、そういう軸で採点していただく。これがつながってないと、非常に不透明に見えるし、極端に言えば、恣意性が働いていると思われかねない、誤解を招く可能性があると思います。建設工事でもよく問題になっていますので、そういう誤解を解くような、一本芯の通った、理念を持って評価の方法をしっかりとやっていただきたいなと思います。

○逢見副主査 1ページに、ここは社会的価値、機能を保持していくという新宿御苑のそういうものを強調しているわけです。歴史文化遺産である植物、絶滅種も入っていると。そういうことできちんとした管理をやってほしいというのであれば、別にイベントをやって客を集めることが目的ではないわけですから、そういうことがきちんと要求項目として書かれて、それを評価すればいいと思うんです。そういう意味では、要求項目とその評価基準に芯が通ったものがなければいけないと思いますね。

○横山課長補佐 わかりました。

例えば技術的な提案で考えられることを、私が思いつくままちょっと申し上げたわけですが、確かに応募される方の業者さんからすれば、どういった項目について技術提案をすれば評価されるのかがわからない状態は、非常に提案しづらいという面もございますので、そこはよく検討をさせていただきたいと思います。現在の書きぶりは、かなり広範囲に提案できるような形で書いたつもりでございます。これをどのように変えるか、あるいはこのままで行くのかどうか。その場合に、加算方式がよいのか、除算方式がよいのかということだろうと思うんですけれども。

○高崎専門委員 国土交通省でも、業務については、加算方式を中心に使われている、あるいは試験的に始まっているのを御存じかと思うんですけれども、加算方式は、私は理念に非常に乏しいのではないかと考えているんですね。というのは、価格点と技術評価点と両方足すわけですね。

価格点は、いわばお金というものを点数に置き換えている。技術評価点は、技術という抽象的なものをかなり無理をして配点して点数に置き換えている。同じ点数だから、足せば勿論足せるのですけれども、しかし、全く違ったものを足したとたんに意味がわからない。そういう面では理念が不透明だなという感じがしているんですね。一方、除算方式。これは1円当たりの価値とか、あるいは技術の価値というもので、これは基準というか、単位がはっきりしているので、まだ理念ははっきり見えると思うんですね。私は無理やりに変えてくださいと言うわけではないですけれども、加算方式はそういう欠点を持っていることを、より大きな欠点を持っていることを私は感じています。

○横山課長補佐 私どもが今、加算方式をやろうとしている一つの理由としては、今まさにお話がありましたけれども、除算方式の場合ですと、どうしても1つリスクがございまして。点数化するとよくわかるんですけれども、非常に技術点が低くても、価格が安いと、要は低コストで低技術の提案があったときに、どうしても点数が高くなる傾向がございまして。要は、安かろう悪かろうという提案がなかなか排除できないと考えておりますので、新宿御苑は非常に歴史的にも文化的にも高い質をこれまでずっと維持されてきた、これは皇室の庭園でございまして、これは引き続き後世に遺していくべきものであると考えております。そういった点を踏まえまして、安かろう悪かろうというのは入ってきてほしくないという気持ちが強うございまして。そういう意味ではある程度の技術レベルを持った業者さんに是非来ていただきたいということが本音でございまして。そこら辺はいろいろ議論があると思います。パリュウ・フォー・マネーの方が、確かに国としては予算をできるだけ抑えて質のよいものを取り入れるという点からは優れているとは思いますが、私個人的に考えていますのは、加算式にしても除算式にしても、一長一短はあるのではないかと考えております。

○佐藤専門委員 これは純粋にテクニカルなことです。実施要項（案）の14ページ。加算点が210点になっていて、15ページの方が180点になっているので、整合させておいてください。

○横山課長補佐 はい、これは修正いたします。

○佐藤専門委員 4ページ目の委託費の支払のところの記述ですけれども、②は、評価した後で事後に支払うと。③の方は概算払いで事前にお支払しますということなのですが、私からの御質問は、③の事前払いをしたときに、事後の精算というコンセプトはないのかという、そういうところなんです。実際にかかった実費を報告させて、それとの差額については、次期の支払に充てるのか、返納させるのか、あると思いますけれども、事前払いした場合の事後の精算手続についてちょっと確認させてください。

○馬場国民公園専門官 契約業者が決まった後に、契約書を締結させていただくのですけれども、その中では、最終的には精算と管理報告書の提出は求める予定になっております。

○小林副主査 先ほどの技術点で御説明になっているところで、基本的に一定の質を確保しておかなければいけないと、これは確保しないとこのミッションが達成できないというところがあると思うんですね。それにプラスアルファの創意工夫といいますか、先ほど御説明になったような観点、それにプラスアルファというような形なのではないかと思うんですね。だから、技術

点として評価すべきは、基礎、基盤となるようなスキルの部分だったり、確実に業務をやっていたかどうかというところで、少し点数の見直しというか、項目の見直しといいますか、何かそういうのもあってもいいかなと思いました。

○横山課長補佐 先ほどの御指摘を踏まえまして、ちょっと検討をさせていただきたいと思いません。

○井熊専門委員 あと1つだけ。5ページのモニタリングのところ、国側の職員がステップインして目視によって不適切なものがあつたときに改善を促すことができると、こういうようなものはモニタリングのところによく入っているのですが、新宿御苑の場合、若干恐いのは、非常に管理のレベルの高い公園なもので、この管理レベルが新宿御苑では求められているよというものが、業務の要求水準の中でどこまである程度客観性を持って伝えられているかによって、この条文は民間にとっては非常に恐いなと思えるんですね。そういう意味でお話を聞きますと、雑草1本許さないような管理をされているというふうにも聞きますし、そういった意味でそのレベルの高さが、業務仕様書の中でどこまで民間に伝わるように書かれているかというのは、その点はいかがですか。

○築島所長 実は、その辺一番私どもとしても一番頭を悩ませてきたところでして。ただ、できるだけその辺が伝わるように、できる限り、その辺の客観性を持って伝わるような工夫を、例えば植生管理の個別の仕様書(71ページ)ですけれども、その(2)の①で、芝生の刈高を書いてあるんですけれども、おおむね2～5cm程度の高さに維持するというような言い方が1つ。それから、③で、芝生地の裸地及び雑草混入の程度については、現状より拡大しないようにするというところで、この現状は、業者が決まったところで、業者に立ち合って現状を確認してスタートをすると、そんなようなことでやっていきたいと思っています。例えばでございますけれども。

○井熊専門委員 それは、現地説明会なんかも含めて十分な高いレベルを前提としてそういうことが行われるということが十分に伝わるように是非された方がよろしいかなと思います。

○築島所長 ありがとうございます。

○逢見副主査 資料の128ページに(業務の繁閑の状況とその対応)があつて、ここに3月から4月は110万人のおよそ半分が来園するとか、ソメイヨシノの満開時季の土日は8万人(別添5参照)と。69ページの別添5を見ると、下にグラフがありますが、このグラフだけでは判断し切れないところがあるのではないかと。グラフはグラフで全体の推移がわかりますけど、事業者にとっては、例えば土日大体どのくらい来ているのかとか、それから、実際に数字が知りたいんだと思うんですよ。これとは別に数字を付けてもらった方がいいのではないかと思います。

○築島所長 それは日報をまとめた形で、何月何日何曜日、天気がどうで、何人入っているというようなものは原データがございますので、例えばそれをお示しするかそういう形で。

○逢見副主査 原データそのままがいいかどうかは別にして、もうちょっと。このグラフだとよくわからないと思うんです。

○佐藤次長 その規模なんですけれども、例えば月別とか。

○小林副主査 ウィークデーとウィークエンドとかでも。

○佐藤次長 土日についても、お天気がよければすぐく入るし、お天気が悪いと平日と同じぐらいという感じなんですけど。

○小林副主査 月単位で、ウィークデーとウィークエンドというので、トータルでもいいのではないのでしょうかね。

○逢見副主査 そうそう。

○佐藤次長 とりあえず1年の分を全部出して、その中で特出しということで、例えば土日をお示しすると、そんな感じで表を整理することにいたします。

○高崎専門委員 最近、土木の方では、コンサルタント業界は非常にダンピングが頻発しています。公園のコンサルタントというか、管理業者がどういうふうにしているのかよく知りませんが、ダンピングを防止する手立てを何か考えておられるんですか。

○築島所長 1つは、低入札価格調査制度という形で、一定の価格以下の場合には、調査をかけた上での落札者の決定をしますといったようなことは、これはすべからく官公庁の入札で大体導入しているんですが、そういったことを今回も導入はしているところでございます。

○高崎専門委員 そうすると、予定価格は出されるわけですね。その予定価格を基準に入札価格を決めるのでしょうか。

○築島所長 あらかじめ中では決めておきます。

○高崎専門委員 その積算のところの予定価格を出すときの方法としては、人件費の積み上げみたいな、技術経費、諸経費という通常のやり方で積み上げるわけですか。

○築島所長 主に人件費の積み上げになるかと思います。

○高崎専門委員 はい、わかりました。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

すみません、審議が長時間に及びましたけれども、きょういろいろこれから整理すべき点が多数出てまいりましたけれども、それは勿論これから調整していただくということですが、事務局の方で何かありますか。

○事務局 進め方でございますが、基本的には、持ち帰って検討をいただくという内容が残っていますので、検討をいただいて、整理をしていただいた上で、事務局に送付をしていただくと。事務局から個別に先生方に相談を申し上げて、よろしいということであれば、パブコメに進めさせていただきます。なお、審議の必要があるということであれば、そのときに対応を検討するということをお願いできればと思っております。

○小林副主査 そのように、今またいろいろな論点で出てきましたので、それについて事務局と詰めていただいて、その結果を委員にフィードバックしていただいて、それで大丈夫だということになれば、パブコメに移っていただき、まだちょっと審議の必要があるという判断の場合にはまた審議をすると、そのような手続で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今のような手続でなるべく早く議了するように努力したいと思いますので、環境省におかれましては、本日の審議、今後の事務局との調整、その後のパブコメ等も踏まえまして、引き続き検討をいただくようお願いいたします。

○笠井課長 どうも御指導ありがとうございました。

○小林副主査 では、委員の先生方も御意見をどうぞよろしく願いいたします。

(環境省担当者入替え)

○小林副主査 それでは、大変お待たせいたしましたけれども、続きまして、「大山隠岐国立公園大山寺及び榊水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、環境省自然環境局国立公園課上杉課長に御出席いただいておりますので、事業の概要、実施要項(案)の内容等について、御説明いただきたいと思っております。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○上杉課長 それでは、早速でございますが、お手元の資料の51ページを見ていただきたいと思っております。位置図という地図がございます。大山隠岐国立公園のうち、これは大山地区の地図になっておりますけれども、国立公園は、自然を楽しんでいただく、そういうために設定されているわけですが、その山麓部に幾つかの施設がありまして、この施設自体は、その施設だけを楽しんでもらうのではなくて、大山という山全体の自然を採勝するための拠点となるような場所に設けられている施設になります。この山麓部に幾つか拠点になるような場所がございます。1つが大山寺と言っているところでございます。その周辺に豪円山あるいは下山という場所がございます。中心となる大山寺には、情報館。ここが一番拠点になって、自然を採訪するための様々な情報をここで入手できるようにしようという施設がございます。さらに、自然の中で野営をする、あるいはここを利用するために車で来る人が大変多いということで駐車場の整備をするというような施設がこの中に幾つか整備がされていると。それから、ちょっと下の方になりますけれども、榊水原という若干離れたところになりますけれども、ここにも駐車場と公衆便所が整備をされております。

資料を戻っていただきまして、1ページに対象となる施設の概要をまとめてございます。

1番目が大山情報館と言っている施設でございます。これは、構造・面積等はここに書いてあるとおりでございますけれども、延べ床面積が795㎡くらいある比較的大きな、情報を提供するための施設になっております。通年の開館でありまして、季節に応じて開館時間は変わっておりますけれども、年間を通して大山への登山、あるいは周辺の自然探索、あるいはここはスキー場がございますので、スキーのために来る利用者、こういう人たちの休憩、あるいは様々な自然に関する情報をここで提供すると、そういう機能を果たしている施設になっております。

次のページに移りまして、野営場が2カ所がございます。1つが豪円山と言っているところでありまして、これは収容人員が495名ということで、比較的大きな野営場かと思っておりますけれども、ここは7月1日～8月31日まで、夏場以外は利用がそれほどないということで、夏を中心にした野営場の利用。あるいは、日帰りでピクニック的に園地的な利用をする、そういう利用にも対応することになっております。

それから、下山野営場につきましては、収容人員が若干少なくなりまして、248名。ここも同じように、オープンしているのは7月1日～8月31日までということになっております。

それから、下の方に移りまして、下山には、この野営場利用者等のために公衆便所あるいは駐車場が整備をされております。ただ、キャンプ場と違いまして、こちらは雪のないシーズン、春から秋までについては利用ができる形になっております。

それから、右の方に移りまして、6番。榎水原の公衆便所あるいは駐車場でございます。こちらの方も、同じように、冬場につきましては、雪が多いこともありまして、基本的には公衆便所は閉鎖になります。駐車場につきましても、今回の業務の範囲では、4月1日～12月25日までになっておりますが、スキー場が開設する期間については、別途、地元の町に使用許可を出して、駐車場を使わせるという形をとっているところでございます。

以下の対象業務の範囲と実施内容につきましては、担当の藤井補佐の方から説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○藤井課長補佐 担当の藤井と申します。業務の内容について御説明させていただきます。

まず、1ページ、大山情報館から御説明させていただきます。ページをめくりまして、3ページ目からになります。

まず、大山情報館の業務についてですが、建物の保守管理、それから、来館者に対する周辺の自然環境などの情報提供でございます。保守管理は、ページをずっとめくりまして、32ページをごらんください。別紙1の資料でございます。「業務仕様書」とありますが、こちらに「1. 全ての業務に共通する事項」、それから、33ページ「2. 大山情報館業務」とございます。こちらについては、この後にめくりまして、35ページ「野営場管理業務」、それから、さらにめくりまして、36ページに「4. 公衆便所等清掃業務」というふうに、別紙1で、かなり細かく業務の仕様を決めております。

さらに、この業務の仕様書だけでは数量とかがまだわからない部分、定量的なものがございませぬので、この業務仕様書の別表といたしまして、37ページ、別表で「大山隠岐国立公園 大山寺及び榎水原集団施設地区公園施設管理及び情報提供業務数量表」ということで、各施設の面積とか、数量とその単位、それから、作業周期、これは「1Y」とあるのは1年に1回とか、「1M」だったら1週間に1回とか、その凡例は、最後の39ページに付けさせていただいております。さらに、日常清掃、定期清掃、巡回清掃等の用語の定義づけも39ページに付けさせていただいております。このように、細かい、比較的確定できる数量については、別表において確定させていただいております。

ページを戻りまして、3ページ目から御説明させていただきます。

大山情報館の施設や備品、これらの管理、点検、さらに館内及び館内周辺の清掃、さらに冬季の除雪などが今回の業務にあります。また、もう一つ業務の大きな柱として、情報提供の業務がございます。こちらは、四季の植物の開花の状況、新緑や紅葉の状況、あと、野鳥、昆虫、チョウなどが観察できるんですが、これらがどこで観察できたかというような情報を提供したり、または、大山の登山道の麓にございますので、登山道が今どういう状況にあるとか、危険な状況はないとか、山頂部と麓ではまた気候が違いますので、その頂上部の積雪とか、気温がどうなっているかというような情報をこの麓で入手できるように提供しております。さらに、これらの

情報ですが、民間事業者が独自に収集するとともに、環境省委嘱の自然公園指導員とか、鳥取県の自然保護観察員、また、地元で活動されているボランティアの皆様等から情報提供を受けまして、これに民間事業者の情報とあわせて提供することになっております。大山情報館でどういふふう提供するかということについては、窓口で対面による御案内、もしくはホワイトボードなどで掲示する。あと、電話などの問い合わせに対応とか、インターネットのブログなどで情報を提供するといったいろいろな提供の方法があると考えております。

さらに、続きまして、4ページ目の野営場管理業務です。これは、毎年7月1日～8月31日まで期間限定でオープンするんですが、どちらも昭和30年代からオープンした、非常に古い野営場でございます、最近主流のオートキャンプ等にはちょっと対応しておりません。そういったことで年間の利用者数は、平成19年度は3,368名、平成20年度は2,758名で、8月が利用の中心となっております。利用者の層としては、主に学校団体、ボーイスカウトとか、ガールスカウトというような団体利用。あと、オートキャンプではなく、昔ながらのオーソドックスなキャンプを好まれる方などのファミリー利用などがございます。

本施設における業務は、野営場の保守管理と運営でございます。保守管理は、施設、照明とか、かまどとか、場内にトイレもございまして、そういったものが壊れていないか。あと、炊事場で利用者が火を使いますので、その火の始末がきちんとできているかとか。あと、運営として、利用料金の徴収がございまして。こちらは、利用者の方が電気とか水道、トイレ、ごみを出されたりと、いろいろな面で利用をされるにおいて実費負担をしていただかなければいけない部分がございますので、そういった実費について、あらかじめ民間事業者に徴収してもらって、必要な部分を支払っていただくというようなことを運営業務として扱っております。さらに、一般の野営場ですと、インスタント食品とか薪をよく販売しております。さらに、テント。何も持たずに来られるという方もおられますし、現場で、もう設営されたテントを利用されるというのもありますので、そういったものの貸出とか提供というの、あくまで実費負担の範囲において提供をさせていただくということを経営業務の中に入れてさせていただいております。

また、続きまして、4ページの最後(3)で「公衆便所等清掃管理業務」ですが、こちらについては、駐車場と公衆便所あわせて管理なんですが、こちらは、一般のアスファルトコンクリートの舗装された駐車場、それから、その駐車場の敷地の内に公衆便所がございまして、この駐車場の内で何か事件・事故がないか、舗装がはがれてないかとか、路肩が壊れてないかとか、そういったものをきちんと管理する。また、トイレにおいては、日ごろは無人の人気のない公衆便所ですので、いたずらされていないか、トイレトーパーが切れていないか、汚い利用がされていないかをチェックして、必要に応じて清掃を行うというような業務を行うこととなります。

続きまして、これらの各業務の実施に当たって確保されるべき質について御説明させていただきます。4ページ目をごらんください。

本業務では、先に申し上げましたこれらの施設を快適・安全・清潔な状態に維持することにより利用者の利用に供すること。また、大山情報館での情報提供が適切であること。さらに、大山情報館や野営場における業務従事者の対応が親切・丁寧であること、これに尽きるということに

もなります。

この確認方法について 42～43 ページの別紙 2 をごらんください。こちらは案なのですが、このようなアンケートを実施して、「1. 施設、従業員の対応など」において、回答が「満足」または「やや満足」が全体の 8 割を超えることを一つの確認方法としております。

5 ページ目に戻ってください。

「5. モニタリング方法」にありますとおり、あとは、業務報告書により発注者側として毎月確認することによって確認を行いたいと思っています。このアンケートの回答で、全体の 8 割を超えることについてなんですが、この 8 割は一つの目安として、今回初めて設定するものであって、実際にアンケートを実施してみて、結果と著しく合わないような事態が生じることはないと考えていますが、モニタリング業務の中で、まず、8 割を超えない状態が生じるようなことがあれば、民間事業者の方でアンケート調査を踏まえて業務改善策を検討し、それを業務の内容に反映させるという一連の手順を設けることとしております。アンケートの回収については、条件を設けておまして、大山情報館では毎月 100 件、野営場については利用件数の延べ 70% としております。ただし、アンケートの回収については、家族と団体とでは条件が異なると思いますので、そこについてはただし書きを付けております。

続きまして、7 ページ目をごらんください。光熱水費等ですが、本業務における光熱水費については、民間事業者が使用する事務室については民間事業者の負担として、それ以外については当省が負担をいたします。ただし、先に述べましたとおり、野営場の利用者に対しては利用者の実費負担を求めることとしております。なお、この利用者の実費負担額については、民間事業者が当省と調整の上、決定することとしております。

以上が、業務の主なところでございます。

続いて、入札について簡単に御説明させていただきます。

まず、参加条件について、最低限必要なものとして、甲種防火管理者の資格を有している者、これが社の中にいる、今回の業務の実施体制に組み込まれていることを必要条件としております。競争参加資格については、本件は通常ですと、A～C になるんですが、特別に D まで含めて幅を広げているところでございます。

入札は、総合評価落札方式により決定します。企画書により具体的な提案を求めるのは、10 ページになりますが、「業務実施の考え方」等の基本的な項目から、業務の内容に対する具体的な提案として、質の確保、業務、コストの削減に関する提案等について求めることとしております。

具体的な採点については、12 ページの表 2 をごらんください。

最後に、別紙資料で御説明してないところについて、簡単に御説明させていただきます。

40～41 ページにあります図面は、別紙 1 にあります除雪の区域について、必要な面積を示しております。

さらに、44 ページ、別紙 3 ですが、業務の実施に当たって、これまでも当省側から提供していた消耗品について、トイレトペーパーとか、蛍光ランプについて、数量等を明らかにしてお

ります。

さらに、別紙4は、これまでの業務に要した、これまでの過年度の業務の結果について示させていただきます。

別紙5と6は、民間事業者が使用できる国有財産及び備品について、一覧表を付けさせていただきます。

すみません。一部ちょっとお聞き苦しいところがあって、申しわけございません。駆け足となりましたが、以上で御説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○小林副主査 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 サービスの質というか、要求がちょっとよくわからないところがあるんですが、公衆便所等の清掃業務がありますね。この仕様書でいくと、36 ページが「公衆便所等清掃業務」ですが、その保守管理というのがありますけど、清掃というのがこの中に出てこないんですけど。清掃は誰がやるんですか。

○藤井課長補佐 清掃と保守管理はすべてこの業務の中に入っております。

○逢見副主査 そうすると、4. の(1)を見ると、これは、損傷等の異常がないか確認することしか書いてないんですね。あと、照明、給排水を適切に行うと。清掃するというのがないんですけど、それはどこにありますか。

○藤井課長補佐 32 ページの「1. 全ての業務に共通する事項」をごらんください。この中の「④対象施設について、別表のとおり点検及び清掃を行うこと。」という中で、別表の方で付けておまして、この中で 38 ページ以降、各種トイレの清掃等の数量等を示させていただきます。今回の場合は、1. の中ですべて読むと、共通する事項の中に入っておりますので、4. に出てきているのは、1. 及び別表でなかなか読み切れない部分についてのみ挙げさせていただきます。

○逢見副主査 わかりました。

4 ページに、4. で「業務の実施に当たり確保されるべき質」があって、例えば大山情報館であれば、快適な状態、安全な状態、情報提供が適切、親切・丁寧というのがありますね。それで、アンケートの方は、例えば5ページのアンケートで言うと、「(1) 大山情報館業務に係るアンケート調査」で言うと、業務従事者の対応への満足度、館内の快適度、館内の清潔度、情報の適切度があって、完全に一致しているわけでもないと思うのですが、そこはどのようになるんですかね。

○藤井課長補佐 業務の質としては、集約すると、快適・安全・適切と親切・丁寧なんですが、これをそのままアンケートで聞くと、「安全だと思いますか」というような質問はさすがにちょっと難しいので、これを集約して、読み手にとってかみ砕いたら、アンケートのこの項目、「快適でしたか」とか、「清潔でしたか」とか、「情報は適切であったでしょうか」というような質問になるというふうに考えたところでございます。

○逢見副主査 42 ページの「大山情報館利用者アンケート(案)」で、「施設、従業員の対応な

ど」の「業務従事者の対応」は「満足」「やや満足」という中に、その人たちが親切・丁寧であれば「満足」ということになるということなんですかね。要求水準として8割を求めているので、例えば「従業員は親切・丁寧に対応しましたか」とかという方が、何かより直接的なアンケートになるのではないかと思うんですけど。

○藤井課長補佐　そうですね。聞き方の項目ということで、今回ややかた苦しいところがあるのかもしれませんが。「親切でしたか」と問われて、「満足」というのが「はい」か「いいえ」になってしまって、項目がちょっとずれたり、複数つくっていかねばいけなくなって、ここの部分だけは今回提案はいただかない予定になっておりますので、ここはきっちり固めますので、この表からいくと、質問の仕方としては、一応対応ということになるのかなというような考え方で付けさせていただきました。

○逢見副主査　この市場化テストの業務は、勿論、きれいに掃除して、きちんと施設を管理するというのはあるんですけど、特に情報館などは、来客者が来たときに、そういう人たちにきちんと対応してくれているかどうかということが、そこが一番評価されるべきところなんだろうと思うんです。ほかは、仕様としてきちっとできていればいいということでした。そこで、多分、アンケートでも、そこがきちんと答えられれば、全体としては、サービスの質、要求水準が評価されるのかなと思うんです。だから、親切・丁寧であることを4ページで要求するのであれば、そこがちゃんとアンケートの評価でも一致するし、それから、その後の配点のところでも、そういう部分をきちんと評価した上で落札されると。一致しなければいけないのではないかと思うんです。そこが、特に親切・丁寧な対応という部分がちょっと貫かれてないような感じがしたんです。

○藤井課長補佐　逆に言いますと、親切・丁寧ということをアンケートでどう聞くかだと思うんですが、確かに定量的に出すためには、42 ページのアンケートの案でいきますと、1. のような形にならざるを得ないのかなと今回は考えたんですが、逆に言うと、2. 「良かった点」とか、3. 「悪かった点」、4. 「その他お気づきの点」は、ここは提案をいただいて、民間事業者が具体的にどう聞くかというのを提案をいただくんですが、この中で、より親切であったか、丁寧であったかを拾えるような提案をさせていただいて、それがさらに、不満を持たれたということはどういうことだったのかというのを拾って改善していけるプロセス、一連の手順を今回提案していただくことになりますので、仕様として固めたいと考えているのは、1. の「施設、従業員の対応など」で、そのほか、アンケートの聞き方、それから、聞く内容、聞いた結果を業務にどう反映させるかという部分は提案をさせていただくということで対応したいと考えております。

○逢見副主査　そうですね。

それと、野営場、キャンプ場は、学校関係者が多いと伺っているんですけども、野営場利用者アンケート、そうすると、小学生がどれぐらいいるかわかりませんが、中高生が多いわけですね。それにアンケートを聞くときに、「業務従事者の対応」という聞き方は、いかにも役所的なアンケートだなという感じがして、アンケートに答える対象を考えると、もうちょっと親切的なわかりやすい表現の方がいいのではないかなと思いますけどね。

○中山課長補佐 ちょっと1つ確認をさせていただいてよろしいですか。

○逢見副主査 はい。

○中山課長補佐 先ほど、対応していなくてはならないとおっしゃっていたのは、このときに、3つとか4つとか項目がございますけれども、それぞれ聞かなくてはいけないということですかね。今回、それぞれに対応するようにはなっているのですけれども、その聞き方の方は工夫が要るかもしれないんですけど。それとも、めり張りをつけて、例えば、先ほど、親切・丁寧というところが大事だとおっしゃっていましたので、むしろ、そういうところだけに重点的に聞いた方がよろしいのか。

○逢見副主査 いや、そういう意味ではないです。親切・丁寧だけ聞けばいいという意味で言っているのではなくて。それは項目は全部カバーした上でということです。

○中山課長補佐 わかりました。

○藤井課長補佐 今回、案ということで示して、固めている部分、変えてはいけない部分の聞き方をもう少し検討してまいりたいと思います。ただ、アンケートの案全体は提案をいただくことになっていますので、これはあくまで役所的に考えた案でございますので。

○逢見副主査 これは提案ですか。

○藤井課長補佐 はい、アンケートは提案していただくことになります。ただ、仕様として、こちらの求める水準として、絶対譲れないところは変えてはいけないということで、この項目と評価のこの部分だけは変えてはいけませんと。あとは全部聞き方から、聞く内容については提案いただくことにしております。

○井熊専門委員 アンケートについて、8割は余り根拠がないような感じがするので、例えばこの業務実施を国側で一回やってみて、それに対して相対的に上げていくようにするとか。余り根拠のない数字を8割と言って上げてしまうのはどうかなという感じがあるのと。

あと、回収率7割は、何をもって7割というふうに。例えば、普通アンケートと言ったら、発送数×返却数で回収率とあるんですが、例えばこういう施設の場合は、普通出口調査を行うのではないかなと思うんですね。出口調査の場合は、回答率100%ですよ。実際、アンケート員が行って聞くわけですから。何か回収ボックスみたいなことを書いてあるのですけれども、回収ボックスなんかだと全然低いですし、そもそもアンケートに携わる人の数の絶対数が少なくなってしまう。というようなことがあるので、アンケートの方法を指定しないで回収率の指定はできないと思うんですよ。

あと、もう一つは、施設などでのアンケートの有効な方法をちゃんと吟味して、その方法ぐらい指定した方がいいのではないかなとは思いますが。

○藤井課長補佐 アンケートの方法については、確かに、今は全部提案ということだったんですが、7割ということで、これは一つの目安になってございまして。考えていたところが、アンケート用紙を配って、お帰りの際にとか、精算のときに回収するというような手立てで、結構100%に近いけど、書いてもらえなかったりとか、その場で帰られたりというのもあって、そういった意味では低めの7割という設定にしておりますが、ここは対応する従事者の数が少ないだ

ろうという想定でしたので、この辺については、次回、きちんとそういった考えていることが、この実施要項の中に明らかになるようにして、ここは提案していただかなくてもいいようにしたいと思います。

○小林副主査 8割はいかがですか。

○藤井課長補佐 8割については、おっしゃるとおり、一つの目安でございまして、特に根拠はございません。先ほど御意見のございました、だんだんと上げていくというのは、すみません、確かにこちらにも認識しておりませんでしたので、8割については、もう一度考え直していきたいと思います。

○井熊専門委員 アンケートについては、回収率とかもさることながら、ある程度の数を稼げるということが大切だと思うんですね。例えば、飲食するテーブルの上に置いても、実際の回答数自体が極端に低いでしょうし。だから、そういうのだったら、何か景品を付けるとか、あるいは出口調査で絶対数を絶対的に確保するとか、国として欲しがっているデータを確保するための方法を、あるいはこのくらいの数を必ずやりなさいとかということ、回収率よりも回収数を上げるような指定をした方がいいのではないかと、こういう不特定多数の人が来るところに関してはですね。

○藤井課長補佐 大山情報館については、御指摘のとおり、件数で設けておりまして、野営場は利用した数をきちんと把握できますので、パーセンテージの方がむしろ確保できる数は、その母数に対して何%というのは示せると思います。大山情報館は、確かに利用者数を把握しているんですが、これはあくまでゲート（玄関）を通過した数を単にカウントしているだけですので、こういった方々からアンケートを取るには、勿論工夫はしないとイケないと思います。そこは民間事業者の人に工夫していただくということで、こちらとしては、その中で毎月100件。これは、8月とかピークは比較的楽になるかもしれないけれども、ちょっとそうでないときも合わせれば100件をきちんとシーズンに合わせて回収できればという、この数を設けることによって一定の目的が達成できるのではないかと。あとは、この目的を達成するためには、事業者において、どうやったら回収できるかというのを工夫していただくということを考えて、今、別紙2では、QRコードで回答していただくのも一つの方法ではないかと、案として示させていただいております。

○井熊専門委員 あと、アンケートのことで、基本的には、このアンケートのフォーマットは民間事業者の提案だということだけど、項目は固定だということですよ。

○藤井課長補佐 はい。項目の中でも、仕様で固めている1.の「施設、従業員の対応など」の項目と評価については固めております。

○井熊専門委員 項目で、ここはもう少し練るといえるか、整理した方がいいと思うのは、例えば快適度と清潔度は、言葉の大きさが違いますよね。例えば清潔度と快適度の快適さの1要素な感じもするし、その辺をもう少し統一された方がいいのかなと思うんですけど。

○藤井課長補佐 項目①～④（野営場は①～③）については、すみません、今回はちょっと役所的にかたかった部分が御指摘のとおりあると思いますので、そこはもう一度考え直したいと考

ております。

○上杉課長 大変申しわけないんですけど、来客と8時にお約束をしてしまったので、私だけちょっと抜けさせていただきたいと思っているんですが、よろしゅうございましょうか。大変申しわけございませんが、もう既に約束をしてしまっていました。失礼いたしました。

(上杉課長退席)

○小林副主査 アンケートの方は少し工夫していただくことと、8割というところは、まだやってないわけですから、8割というラインでいいのか、それとも、だんだん上げていくという方でいいのかという検討を行っていただけますか。

○藤井課長補佐 はい、わかりました。

○逢見副主査 10 ページで、企画書の中に、業務内容に関する提案事項があって、ここで、利用者アンケートの結果などから、事業者自らが業務改善策を作成するというのがあります。アンケートは、さきほどは、サービスの質が適切であるかどうかを要求するためのアンケートとして、8割がいいかどうかは別にして、一定の要件を課して評価するとなっています。一方こちらは、自ら改善策をつくるためのアンケートです。そうすると、ここは問題があればどんどん出してもらって、それを改善に貢献しようとするアンケートですので、ねらいがちょっと違いますよね。同じアンケートで2つの違うねらいのものでうまくいくのだろうか考えるんですけど。

○藤井課長補佐 今回、想定しているアンケートとしては、満足かどうかで、「満足でした」と言う方だったら、よりよいサービスはどこにあるか。「不満」と言う方は、逆に、どこが不満だったのかというのをアンケートの中で聞くことによって、どこに問題があったかを民家事業者自らが考えて、反省して、改善していく。それで「不満だった」というのを減らしていくという一連のサイクルがむしろ必要なのではないかと考えて入れさせていただいておりますので、8割は別として、質の確保のところのラインとここは一つのつながりがあるものと考えております。

○逢見副主査 普通、改善提案に資することを利用者や顧客から聞こうというときは、満足だったかどうかということよりも、「何かお気づきの点があれば」ということで、小さい不満でもいいから、どんどん出してもらおうということの方がねらいとしては出てくるわけです。そこを1枚の紙でうまくできるのでしょうか。

○藤井課長補佐 正直、やってみないとわからない部分もあるんですが。ただ、2つもやる余力はさすがにこちらでもございませんので、ここは1枚のアンケートの中でやっていくしかないと考えております。

○逢見副主査 だとしたら、最初は、どっちに重点を置くか。8割を少し下げて、むしろ、どんどん改善していくために使うというふうになれば、8割は下げた方がいいでしょうし。水準をキープすることがあれであれば、そっちの方に要求水準をキープするための方にシフトした方がいいし。どうですかね。

○藤井課長補佐 確かに、8割はこちらとしてはある意味理想の部分でもありましたので、御指摘のとおり、だんだんと改善しながら上げていくというステップもちょっと考えてみたいと思います。

○逢見副主査 そこは検討をしてみてください。

○藤井課長補佐 はい。

○逢見副主査 12 ページの表 2 で、必須項目の業務共通③で「緊急時及び非常時の対応において云々」があって、それから、加点項目の業務全般に関するところの⑥で「緊急時及び非常時の対応において云々」があって、その下の⑦も「緊急時及び非常時の対応」があって、3 つ出てくるんですね。必須項目でも出てくるし、加点項目でも出てくるし。ここはきちんと区別ができていますでしょうか。

○藤井課長補佐 必須項目としては、今回、この建物の保守管理ですので、事件・事故がないかというのを、きちんと対応をとっていますという最低限、これは必要な項目として挙げさせていただいております。

さらに、自然環境の豊かなところにある施設ですので、逆に言うと、これは近くに自然災害の起きやすいようなエリアですので、周辺の災害とかを見て見ぬ振りとかは絶対いかな場所ですので、こういったときに柔軟に対応できるか、臨機応変に対応できる体制とかができているかどうかというそのプラスアルファの加点要素も見たいと思います。

ただ、おっしゃるとおり、加点に 2 つあって、配点のウエートが悪いのではないかということはあるかと思しますので、その点は、申しわけございません、ちょっと検討不足だったところもあるかもしれませんので、配点と項目については検討し直したいと思います。

○中山課長補佐 もう少し区別が明確にわかるように、少し書き直すというか。

○藤井課長補佐 はい、書き直しをしたいと思います。

ただ、必須と加点の 2 つには、最低限つくっておく体制とプラスアルファの体制という 2 つを挙げたいということがございます。

○逢見副主査 それから、同じく 12 ページの一番下に「類似業務実績」がありますね。ここで言う「類似業務」はどういうものを見るのでしょうか。

○藤井課長補佐 自然環境の情報提供ということで、こういったビジターセンターというほどでもない、例えば近くで言うと、米子の水鳥公園とか、そういった自然環境の情報を提供したような業務といったものについて類似業務になると考えております。

○逢見副主査 II. 2. というのは、3 ページの 2. のことを言っているんですよね。これの類似業務ということですよ。

○藤井課長補佐 はい、そうです。

○逢見副主査 そうすると、II. 2. は、3 ページから 4 ページの (3) まで。これはほとんど業務全般を言っているのではないですか。

○藤井課長補佐 3 ページの 2. の (1) ~ (3) までです。

○逢見副主査 これは、業務全部でしょう。

○藤井課長補佐 はい、そうです。

○逢見副主査 これの類似業務の実績というと、キャンプ場の管理から、公衆便所の清掃から、全部が類似業務と。

○藤井課長補佐 はい。純粋にそういった業務もやってきたのも勿論入りますが、こういった業務をやられているのは多いとはなかなか言えないかもしれないのですが、あると思います。

○逢見副主査 「類似業務」と言うときに、何を加点として求めるのかというのは、もう少しはっきりした方がいいように思います。

○藤井課長補佐 わかりました。こちらとして考えている類似業務として、より明確にしたいと思います。

○中山課長補佐 より明確にしていく場合、2. のところに（１）（２）（３）とあるんですけども、特に（１）ですね。

○藤井課長補佐 はい、メインは。

○中山課長補佐 その大山情報館です。

○逢見副主査 大山情報館ですね。だったら、そこはもっとはっきりさせた方がいいですね。

○中山課長補佐 大山情報館というところが、基本的にはそこでのインフォメーション機能とかが一番能力も問われるところで、大事なところなので、そここのところではないかなと思います。

○井熊専門委員 （２）は、そんなにノウハウは要らないんですか。

○中山課長補佐 （２）はキャンプ場ですけど、ここはノウハウが要らないということは決してないです。ただ、優先順位をつけろという御指摘であれば、そういうふうになると思っています。

○井熊専門委員 そうしたら、情報館ということを何か説明して、及びキャンプ場のそういう実績というような形の方がわかりやすいかもしれないですね。

○中山課長補佐 それぞれということですね。そちらの方がより適切というか、よろしいですね。

○逢見副主査 加算方式でやっているんですけども、この前のときも論点になっていましたが、加算方式で技術評価点 60 点ということで、これでいいのかな疑問があったんですけども。

○藤井課長補佐 ちょっと不勉強なところもあるかもしれませんが、除算式は、基本的に額を大幅に値引したところで勝負を決する評価方法だと理解しております。高い値段の部分では、除するわけなので、そんなに差は出てこなくて、基本的に価格の値引いたところで結構差が出てくると認識しているんですが、今回、価格もそうですが、業務の質、加点要素を、情報提供等の業務でどのぐらい質の高い情報を提供していくかというのを、価格として努力したかというのは、これはバランスよく見ていく必要があると思いますので、除算式は、いわゆる累進的に、最終的にその価格点が決すると理解していますので、この業務、バランスよく価格と提供するサービスの質を見ていくためには、除算式よりは加算式の方がより適切なのではないかと考えております。

○中山課長補佐 ちょっとつけ加えますと、先ほど、うちの課長の説明にもありましたように、自然公園、国立公園の管理は、今回、公園別管理ということで、国営公園・国民公園・国立公園でやっているわけなんですけれども、それら 2 つとちょっと違って、例えばこの場合ですと、大山という山全体とか、そういう広い範囲を、我々が直接管理するものでないものをうまく利活用しながら、その拠点を整備していくという、ちょっと中身が違ってくるようなものなんですけれども、大山情報館というのは、その山全体の、例えば登山者に対する安全とか、そういったインフォメーションとか、自然環境への様々な情報とかというのを、相当幅広く提供しなくては

けないということで、その部分については相当の経験値が求められると思っているんですね。それで、技術点はやはり重視していかざるを得ないなと思っていまして。彼の言ったようなこともございまして、どうしても譲れない大事な部分を持っている方でないと無理ということもあって、こういうふうな加算式をさせていただきたいと思っているというところなんです。

○山西参事官 事務局として、技術的な点を言わせていただきますけれども、先ほどの新宿御苑の場合の論点でございますけれども、ある意味で言ったら専門性が必要なところで、一つの問題は、資格要件を厳しくして、仕様書を簡単になってしまっている。例えばの話ですけれども、数千、数万種類の植物、それは大事な植物もありますけれども、それについて、一般の競争制限にならない形で実際の栽培方法について指定するのは、普通のバラでもハウセンカでも、それぞれの栽培方法はホームページでA4で1～2ページありますし、固有のものであれば、それぞれについての仕様書で明示的に明らかにした上で、資格要件も低くすると。その分、仕様書が詳しい場合で、十分なこれだけの質が必要なんだという形のものであれば、加算方式にすることはよくある話でございます。それが典型例なのが、非常に規模が大きかったすずらん公園の場合もそのようなものでございます。

それに対して、先ほどからのいろいろな誤解があるようではございますけれども、いわゆる低価格方式の一般競争入札と違いまして、総合評価における減算は当然技術点も加味しております。その中で、本件の場合ですと、まず、金額の規模が1,400万円程度のものであると。さらにですけれども、情報館がプライオリティーを置くというところではございますけれども、非常に苦勞されている部分でして。例えば1階のバスの駐車場の周りには展示スペースとかがあるんですけれども、その真向かいには、大きな県の情報施設が、非常に人が入ってやっているというところがある上での情報館でございます。ですから、そこが本当を言うと、県とか民間でやっている情報館と比べて、1,400万円の規模の中でどこまで情報を本当にやっていくかという話。2点目として野営場。これは、普通に今までも研修とかでも宿泊施設をやっていたわけではございますけれども、国立公園の中の野営場は、それほど技術的に難しいものが求められるものではないと。3点目が清掃業務。そういうものがこの1,400万円のパッケージの中で、加算方式が望ましいのかどうかということになると、事務局としては、これは恐らく、財政当局もまず無理と言うと思っておりますけれども、普通はこれは減算方式になる典型例の事案だと考えております。

○中山課長補佐 県の整備したビジターセンターというか、ビジターセンターではない。

○藤井課長補佐 自然歴史館。

○中山課長補佐 大山という山は霊山の1つでございまして。大山寺というところは相当宗教的な歴史もずっとあって、宗教登山の歴史等もあって、そういう歴史を中心にいろいろな展示も用意されている場所であるんですね。そこについては、お客さんが行って、自然についての情報もありますけれども、そこにはやって来ていただいて、博物館のような形で見ていただくということはあるんですけれども。

一方で、この大山情報館は、あえてもう一つ別なものを整備しているのは、これはどちらかというと、やって来たお客さんがバスターミナルとしての機能が強くて、そこにやって来て、そこ

で来たお客さんが行きたくなくても必ずそこを通らなければいけないような仕組みでインフォメーションをするのが一つの目的で、そういうふうを選んで来ていただく方と、そうではなくて、むしろ通って行く人をとらまえていく大山情報館と、そういう役割分担が明確にあります。そのときに、むしろインフォメーション機能については情報館と言っているとおり、よりたくさんの人たちにいろいろな形で情報提供をしなくてはならないのがこの大山情報館の機能でございます。そこのところは、県のものがあるからと言われてしまうと、それは機能としては違いますよと言わざるを得ないと思っています。

ですから、そこにそういう不特定多数の方々にインフォメーションしていくためには、それなりの知見が必要でして。それで、我々としては、そこには専門性があるので、それを評価できるような方法にしたいと申し上げているということでございます。

○小林副主査 先ほど、参事官からもありましたとおり、例えばこの加点項目審査のところ、それが反映されているところは、見て、2)とち5)ぐらいですかねというふうに思うんですね。だから、そこに業務の中心があるというのであれば、情報提供の重要性が実施要項の中にもっと書かれていなければいけないと思うんですけども、情報提供を今までやってきたのは、こういうことをやってきましたという説明は勿論ありますけれども、それが利用者にとって物すごいベネフィットになるというような、そういう位置づけにはちょっと見受けられないように思うんですが、それはいかがですか。別にそれが重要ではないと言っているわけではないんですね。ですけど、例えば 37～39 ページに、1年に1回やりなさいとか、1カ月に1回やりなさいとか、そういうような非常に定型的な指示といいますか、そういうのがあるわけで。そうすると、改善提案の幅といいますか、業務全体に対する重みは、加点項目審査にするよりはというような重みではないのではないかとというような気がするんですが。

○藤井課長補佐 今回、業務数量表で出せるものは全部出してこうということで、むしろ全部出すということでやっております。実は、今までずっと一般競争入札でやってきていますので、総合評価でなくても発注はしているところなんです。それをあえて総合評価にして、今回提案をしていただく上で、どこが大事かということにおいて情報館での情報提供は確かに中心に置いて考えていたんですが、それがここにきちんと書かれていないということは、今回御指摘いただいた部分ですので、これについてはわかるようにしていきたいと思います。ただ、その情報提供するものは、お隣の博物館みたいな歴史文化施設は、ある意味もう決まったものを提供するだけで、情報館においては、不特定の人が集まって、これから登ろうという人、スキーをしようという人、ハイキングをしようとする人、いろいろな人が来て、ここで情報を集めて、ここからまた分散していくという施設ですので、学習施設ではございません。あくまで情報館です。そういった意味で生の情報をいかにいろいろなネットワークを使って集めて、この中では、実は環境省の施設というのは一つの箱になっておまして、ここで明白には言えませんが、環境省の施設だから協力してあげようというのはございます。環境省の施設ということでボランティアの人たちが手伝ってくれると、そういった人たちの生の情報を、さらに、つたない表示になりますが、説明をして、触れていただいて、ここから出発していただくというのが非常に大事な施設ですので、ここにつ

いては価格と情報のレベルのバランスを見ていく必要があると考えております。

○井熊専門委員 おっしゃることはそのとおりであるかもしれませんが、ただ、今ここの技術点でやると、情報の業務とか何とかとは関係のないところで、ほとんど技術点の差が決まってしまうので、情報提供業務が技術点に反映されないですね。今は、体制ができていないとか、できていないとか、維持管理ができるかどうか、後ろに書いてあるような数字で表されているところが確実にできるというところでほとんど技術点が決まってしまう形になっていますよね。

○藤井課長補佐 配点は確かにそうなのですが、緊急非常時の対応とか、クレームの対応は、その周辺の登山道の危険な状態とか災害というのもこの中に入っていますので、そういった意味では、緊急時の対応には、情報館でどういった情報提供とか対応ができるかというのも入っているので、一概に技術点、情報提供以外の業務で差がつくというものはないと思います。むしろ、情報提供以外の業務は、数量表で決められているので、提案によって差がつくものにはならないと考えております。

○井熊専門委員 であれば、どういう情報を取るのか、その情報をどうやって反映するのかということをもう少し業務の要求水準なり、仕様書の中できちんと定義をして、その収集の方法とか反映の方法の点数配分のところをこの評価の中に入れた方が、言われていることとこの評価のあり方が整合するのではないかと思います。

○小林副主査 多分、情報提供というのには、複数の緊急時とか非常時とかというような情報提供もあれば、いろいろ環境に関する情報提供もあれば、快適とか満足度に貢献するような情報提供もあればという側面があるんだと思うんですね。だけど、この評価表だと、それがあらわれないというのがこちらの感想なわけですね。だから、情報提供の重要性を盛り込んだ評価方式にしたいというのであれば、そういうまとめ方のポイントがいいのかな。

○藤井課長補佐 確かに、これまでの業務で、46 ページの「従来の実施方法等」の中で具体的に求めてきたものは、5. の「従来の実施方法等」の(3)に入れさせていただいたので、こういったことを求めているんだということをより明確に表2の方、業務の仕様書なり、求めている評価項目の中に加わるようにしていきたいと思います。

○小林副主査 お願いいたします。

○井熊専門委員 今の話で言うと、実施要項の趣旨があって、こういう施設がありますよと言って、いきなり業務の話になってしまうのではないですか。そのところで、今言われている皆さんの思いがもうちょっと2. の初めか1. の終わりだかわからないですけども、こういうことを求めているんだというようなところを、趣旨のところとか、前半のところ、もっときちんと書かれた方がいいのではないですかね。

○藤井課長補佐 何分初めてだったので、書き方については見よう見まねの部分もございまして、足りない部分があったと思いますので、そこは修正したいと思います。

○井熊専門委員 最近、事業コンセプトをきちんと書いて、発注者側の意図を明確に伝えようというふうには今は流れとしてはなっているので、そういうことで。これをさらさらと読んでしまうと、単純な維持管理業務かなというふうには多分思われる傾向が強いのかなと。

○小林副主査 そうですね。

○中山課長補佐 逆に、作業だけが得意な業者さんに来られても困るので、おっしゃるのは確かにそのとおりだと思います。

○小林副主査 タイトルに、維持管理と情報提供等業務と書かれていますから、そこはもう少し工夫をした方がよろしいかと思います。

○佐久間事務局長 多分、予算の執行というところで、供給サイドのあれからするとこういう形になってしまったと思うんですけれども、利用者の観点というか、利用者にとって何が価値があるのか。利用者にどういう価値を提供するのかという観点で頭を整理すると、そうすると、何のためにこの事業をやっているのかというところをもう少しアピールといいますか、入ってくる事業者さんにわかりやすくといいますか、何を求めているのかというのは、結局、最後は、ビクターセンターや、情報館に訪れた人が必要な情報が得られたり、自然と十分親しむことができたり、あるいは一緒に行った人たちで仲良く訪ねたりとか、そういう目的、何のためにユーザーが来られるのかというところを踏まえた書き方にすれば、おのずと項目が立ってくるのではないかと思います。その辺、書き方というか、頭の整理だと思いますけれども、供給サイド、予算を使ってこういう事業をするという発想から、ユーザーサイドから、国民が利用する側で頭を整理されたらよろしいのではないかと思います。

○小林副主査 あと、ちょっと気になっているのが、13 ページの「落札者の決定方法」の(1)の3)で「評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、代理が云々」とあるんですけれども、これは、評価値が高い人が2人いるときは、くじが一番公平だと言われてはいますが、ラッキーかアンラッキーかというようなことで決まってしまうのはすごく不安定要因になると思うんですね。だから、ある意味中立とか公平性とか客観性とかということからすると、外部有識者みたいな人の意見を聴くとか、そういうようなことを評価のところ盛り込んだ方がよろしいのではないかなと思ったんですが。

○藤井課長補佐 外部有識者の方も考えたんですが、正直申し上げます、予算がそんなにありません。逆に言うと、少ないお金で高い業務を求めていますので、これに外部有識者も入れると。ただ、米子の辺りで中立的な先生方を探してきて、現地を見てもらって、よく理解していただいた上で発注するというのは、この予定価格のものであるのは、ちょっと予算的に厳しい部分がございます。ほかにいろいろな業務をたくさん発注している中の外部有識者があれば、勿論活用したいとは思いますが、原則、中国・四国地方環境事務所で行っている、この中でも大きい方の業務ですので、もう少し規模が大きくなれば、その中の予算上の措置は見て回れると思うんですけど、今回、この規模、しかも、ちょっとへき地ですので、現場をよく知っている人は、逆に利害関係者になってしまいますので、トイレ清掃とかの業務なら、米子市内を探せば割と出てくるかもしれませんが、自然観察となると、人づて、人づてで、結構ネットワークがあったりしますので、外部有識者を探すと、では東京からという話になれば、旅費はどうするのかという、そういうのをいろいろやっていくと、ちょっと今回は厳しいなと考えております。

○小林副主査 鳥取環境大学とか、そういうところにはないんですか。

○藤井課長補佐 いないというわけではございません。あります。ただ、純粹に謝金を払って来ていただいて、1泊付けて現地の業務を見ていただくと、それだけでも結構とんとんとお金が。

○小林副主査 評価だから、評価の仕方は現地視察は要りますかね。

○藤井課長補佐 現地を見ないで評価をしていただくのは、ちょっと厳しいかなと思います。

○小林副主査 難しいですかね。

○藤井課長補佐 現地をよく御存じの方ならば。

○小林副主査 くじはちょっと乱暴かなと思います。くじが一番公平性が高いという意見もあるかもしれないんですけども。

○藤井課長補佐 正直、くじを私はやったことはないので、たくさんいても、くじになることはないと思います。

○中山課長補佐 実際にくじになることはないと思います。

○藤井課長補佐 絶対差がつくと考えております。

○小林副主査 くじというのは初めてですよ。今までにありますか。

○中山課長補佐 むしろ、ポピュラーな方法だと思うんですけども。

○小林副主査 そうですか。

では、ほかに。

よろしいですか。

大変長時間にわたって審議をいただきまして、ありがとうございました。

ただいま、複数論点が出てまいりましたけれども、それについて事務局と調整していただいて、それで、委員にフィードバックしていただくということで。

○事務局 少しだけ確認させてください。

御指摘いただきました点ですが、まず、アンケートの質問項目について、その聞き方の工夫ですね。こちらが1点。それから、サービスの質として定めている8割、これについては再度検討というところですね。それから、評価項目につきまして、配点、表現の仕方ですね。これはもともと求めているもの、情報提供業務等も含めて、そこは項目の立て方、配点も含めて見直しをするというところですね。あと、この業務全体の本来の目的・趣旨を明確にするべきだということで、そこは前段の1ページに追記をするというような修正を検討させていただきまして、また、委員の先生方と御相談させていただきます。その後パブコメをやらせていただいて、また、次回の入札監理小委員会のときに御確認いただければと思います。

○小林副主査 では、そのような手続で、また環境省におかれましては御検討をいただいて、事務局と調整していただいて、それでパブコメに行っていただけますように。そして、その後、次回の審議で議了をするような方向で行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、先生方には、御意見等ありましたら、事務局に寄せていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。ありがとうございました。